
滋賀県低炭素社会づくり 推進計画

平成29年(2017年)3月改定

滋 賀 県

目次

| | 頁 (ページ) |
|-----------------------------|------------|
| 第1章 基本的事項 | |
| 第1. 改定の背景 | 1 |
| 第2. 計画の位置づけ | 1 |
| 第3. 計画期間 | 2 |
| 第4. 対象とする温室効果ガス | 2 |
| 第2章 地球温暖化対策の現状および取組等 | |
| 第1. 世界や国の動向 | 3 |
| 第2. 県域の動向 | 11 |
| 第3章 基本的な方針と目標 | |
| 第1. 目指すべき将来像 | 17 |
| 第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針 | 18 |
| 第3. 計画の目標 | 19 |
| 第4章 緩和策の取組 | |
| 第1. 取組の体系 | 21 |
| 第2. 部門別削減対策 | 22 |
| 第3. その他の温室効果ガス削減対策 | 30 |
| 第4. 部門横断的削減対策 | 31 |
| 第5. 温室効果ガス吸収源対策 | 33 |
| 第5章 適応策の取組 | |
| 第1. 適応策の意義・必要性 | 34 |
| 第2. 気候の将来予測情報 | 36 |
| 第3. 本県における気候変動の影響 | 37 |
| 第4. 本県で実施する適応策の取組 | 40 |
| 第5. 適応策の推進 | 43 |
| 第6章 県の事務事業における取組 | |
| 第1. 県の事務事業における取組の経緯と排出等の状況 | 44 |
| 第2. 取組の基本的事項 | 46 |
| 第3. 温室効果ガスの削減目標 | 46 |
| 第4. 県機関における率先実施の取組 | 47 |
| 第5. 県の事務事業に関する取組の進行管理 | 48 |
| 第7章 計画の進行管理 | |
| 第1. 推進体制 | 49 |
| 第2. 進行管理・公表 | 49 |
| 第3. 計画の共同策定の検討 | 49 |
| 資料編 | 50 |

第1章 基本的事項

第1. 改定の背景

私たちの生活や事業活動においては、石油などの化石燃料に依存したエネルギーの利用に伴って二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しています。

18世紀に始まった産業革命期以降、人類が化石燃料を大量に消費することによって大気中の温室効果ガスの濃度が徐々に上昇し、地球が暖められて気温が上昇することによる気候変動など、社会に様々な影響が生じる地球温暖化問題について、世界的な対応が進められているところです。

滋賀県においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）」（以下「低炭素社会づくり推進条例」という。）に基づき、2012年（平成24年）3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画策定以後、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書（2014）が公表されるとともに、2015年（平成27年）11月から12月にかけてフランスのパリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）では、京都議定書に代わる2020年代以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として「2℃目標」が設定されるとともに、今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、最新の科学に従って早期の削減を行うことが盛り込まれました。

国においては、将来のエネルギー需給構造のあるべき姿を示した「長期エネルギー需給見通し」が策定され、「2030年度に2013年度比で26%削減するとの中長期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと」とした「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月13日に閣議決定されました。

また、IPCC第5次評価報告書では、「温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇する」と予測され、影響の軽減のために適応が重要であることも示されています。それを受け、国では「気候変動の影響への適応計画」を2015年（平成27年）11月に初めて策定しました。

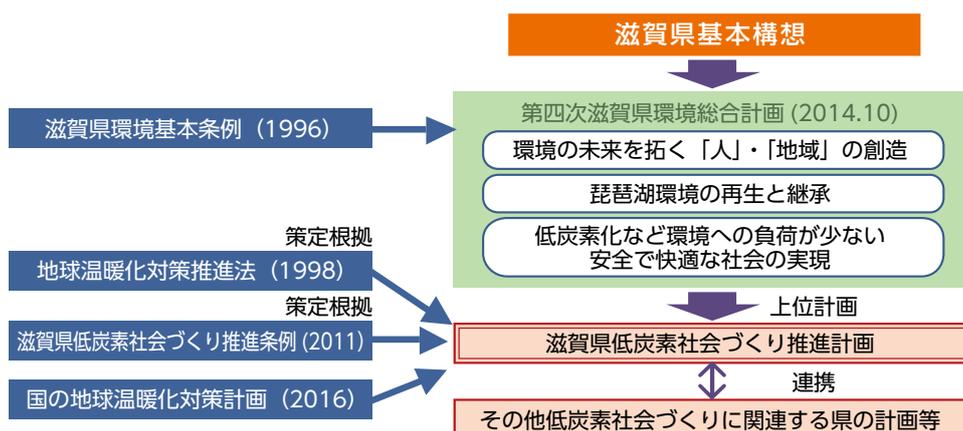
2012年（平成24年）3月に策定した本計画は、5年おきに見直すこととしていることから、これまでの温暖化対策を巡る世界や国の取組や動向の変化に対応するとともに、本県で2016年（平成28年）3月に策定した「しがエネルギービジョン」を踏まえて改定するものです。

第2. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条および低炭素社会づくり推進条例第8条に基づき、本県の低炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定する計画です。

また、国の「地球温暖化対策計画」に即すとともに、滋賀県基本構想や滋賀県環境総合計画と整合を図り、その他関連する県が策定している計画と連携して取組を進めるものとします。

図表1 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の位置づけ



第3. 計画期間

本計画の計画期間は、2011年度（平成23年度）から2030年度（平成42年度）までの20年間としています。

なお、計画期間が長期にわたること、また、今後の国の取組その他低炭素社会づくりに関連する動向の変化に対応することから、本計画は5年おきに見直すこととします。さらに、世界や国の関連する動向の大きな変化により本計画の内容の変更が必要となった場合には、見直すこととします。

計画期間：2011年度～2030年度

第4. 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、図表2に掲げる7つの物質とします。

代表的な温室効果ガスは二酸化炭素で、滋賀県では2014年度（平成26年度）における温室効果ガス排出量の約95%を占めています。温暖化への影響の程度はガスによって異なり、各ガスの温室効果は、メタンが二酸化炭素の25倍、一酸化二窒素が298倍、代替フロン等4ガスはさらに大きな影響力を持っています。

図表2 温室効果ガスの7物質

| 温室効果ガス | 地球温暖化係数* | 主な発生源 |
|---------------------------|--------------|--|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 1 | 代表的な温室効果ガス。化石燃料の燃焼や、工業過程における石灰石の消費などで発生。化石燃料によって得られた電気の消費も間接的な排出につながる。 |
| メタン (CH ₄) | 25 | 天然ガスの主成分。稲作や畜産、廃棄物処分場における有機物の嫌気性醗酵などで発生。 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 298 | 窒素酸化物の一つ。二酸化窒素のような害はない。自動車の走行や家畜排泄物の微生物分解などで発生。 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) | 12～14,800 | 代替フロン等4ガス。冷凍機器や空調機の冷媒、断熱材の発泡剤などに使用される。 |
| パーフルオロカーボン類 (PFC) | 7,390～17,340 | 代替フロン等4ガス。半導体洗浄などに使用される。 |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 22,800 | 代替フロン等4ガス。電気絶縁や半導体洗浄などに使用される。 |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 17,200 | 代替フロン等4ガス。半導体の製造プロセスなどに使用される。 |

*二酸化炭素の温室効果を1とした場合の100年間の影響の大きさを比で表したものの。

第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

第1. 世界や国の動向

1. 地球温暖化問題と対策の必要性

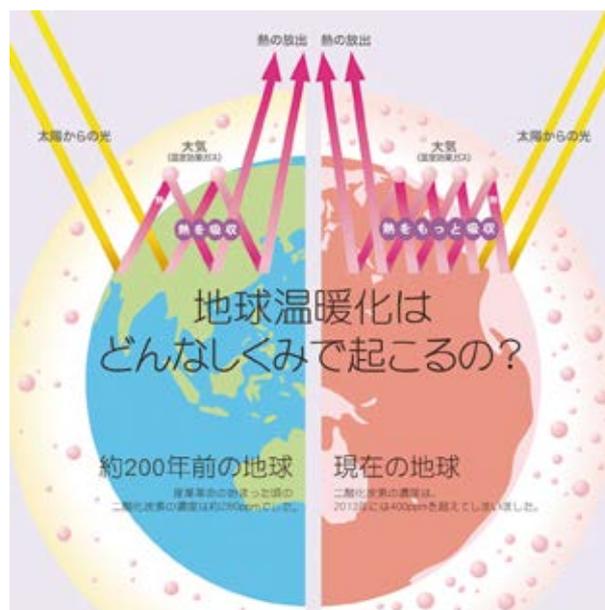
(1) 地球温暖化問題とは

地球は太陽からのエネルギーで暖められます。また、暖められた地球からも熱が放射され、これを大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの「温室効果ガス」が吸収し、再び地表に戻しています。このバランスによって、地球は人や生物にとって住みよい温度（平均気温約14℃）に保たれています。（図表3）

しかし、18世紀に始まった産業革命以降、人類が石油や石炭などの化石燃料を大量に消費することにより、現在の二酸化炭素の濃度は産業革命以前の平均的な値とされる280ppmと比べて約42%増加しています。（図表4）

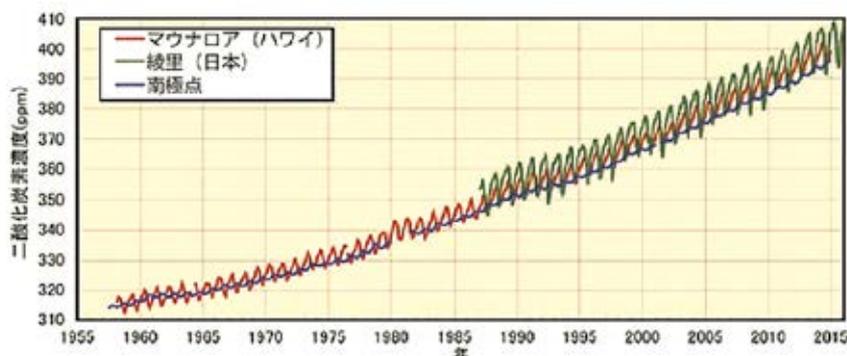
大気中の温室効果ガス濃度が高くなると、温室効果ガスによる熱の吸収と地表への再放射によって必要以上に地表面が暖められるため、「地球温暖化」が進行します。

図表3 地球温暖化のメカニズム



(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より)

図表4 大気中の二酸化炭素濃度の推移



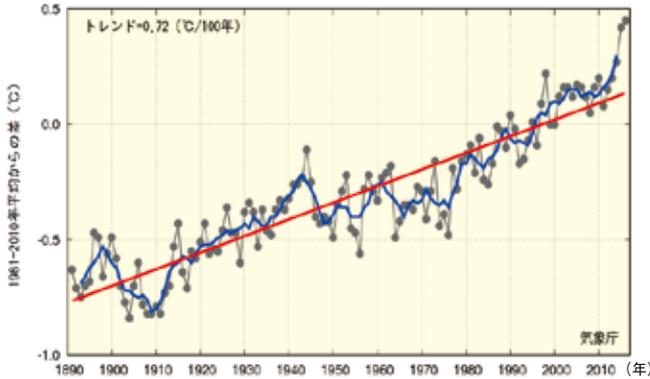
(1985年以降の波線が日本) 出典:気候変動監視レポート2015 (気象庁)

(2) 世界や国の平均気温の変化と地球温暖化の影響

世界の年平均気温は、100年あたり約0.72℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。(図表5)

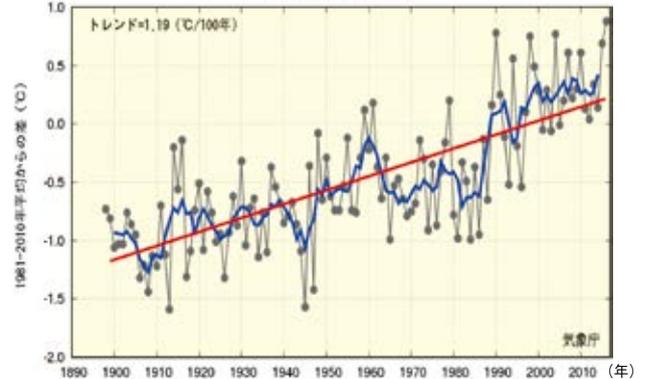
日本の年平均気温は、100年あたり約1.19℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。(図表6)

図表5 世界の年平均気温の変化



細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値※からの偏差
太線 (青) : 偏差の5年移動平均
直線 (赤) : 長期的な変化傾向

図表6 日本の年平均気温の変化

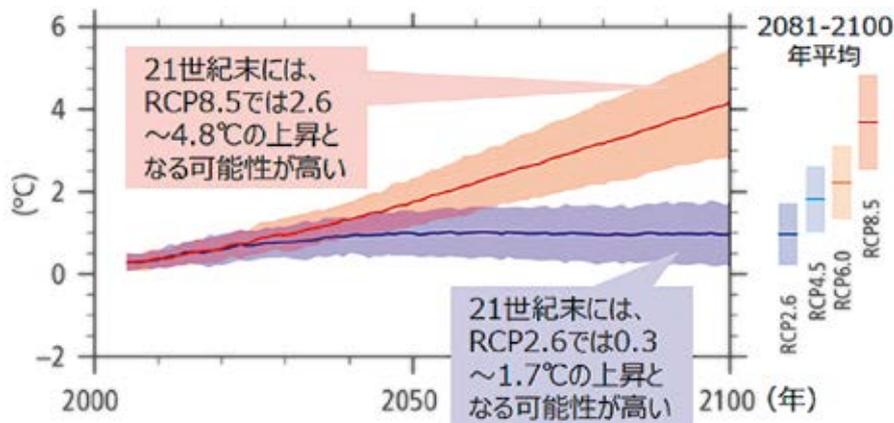


※基準値は1981～2010年の30年平均値

(気象庁HPより)

IPCC第5次評価報告書(2014年)によると、地球温暖化は人間活動に起因する温室効果ガスの増加が原因であるとほぼ断定しました。また、どのような仮定(シナリオ)を当てはめても、21世紀末の気温は現在よりも上昇することが示されており、シナリオによっては最大4.8℃の気温上昇となることが予測されています。(図表7) さらに、たとえ温室効果ガスの人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって気候変動の多くの特徴および関連する影響は持続するとされており、その影響への適応を計画的に進めることが必要とされています。

図表7 今後の気温上昇の予測



※RCPとは「代表的濃度経路」のこと。RCP2.6は2100年の温室効果ガス排出量の最も低いシナリオで、RCP8.5は最も高いシナリオ。

出典：環境白書(環境省)(平成28年版)

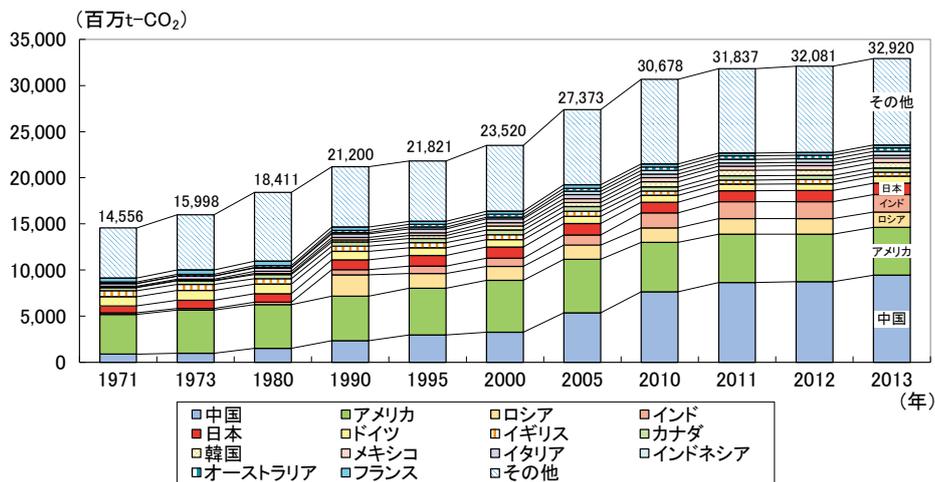
(3) 世界・日本の温室効果ガス排出量の推移

1) 世界の二酸化炭素排出量推移

世界の二酸化炭素排出量の経年変化を見ると、増加傾向にあります。

2013年の二酸化炭素排出量の国別割合は、中国が28.7%と最も多くを占め、アメリカ15.7%、インド5.8%、ロシア5.0%、日本3.7%と続いています。この上位5か国の経年変化を見ると、中国の増加率が高く、アメリカ、ロシア、日本、インドは現状維持あるいは微増傾向にあります。(図表8)

図表8 世界の二酸化炭素排出量の推移

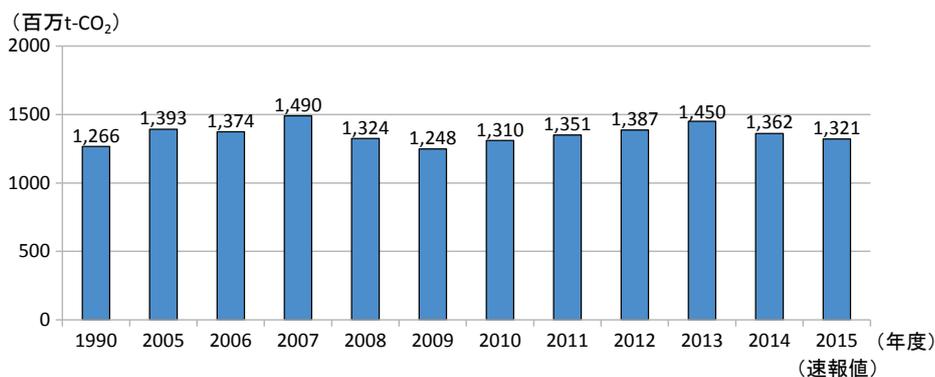


出典：EDMC「エネルギー・経済統計要覧2011、2015、2016」

2) 日本の温室効果ガス排出量の推移

日本の温室効果ガス排出量は、2008年度（平成20年度）、2009年度（平成21年度）と減少し、2010年度（平成22年度）にはリーマンショック後の景気後退からの回復や猛暑厳冬による電力消費の伸びなどから、再び増加しています。また、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災により、電力の排出原単位が大幅に大きくなったことで2013年度（平成25年度）まで増加しますが、2014年度（平成26年度）以降は、温室効果ガスの排出量は減少しています。その要因としては、電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善に伴う電力由来の二酸化炭素排出量の減少により、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少したことなどがあげられます。

図表9 日本の温室効果ガス排出量の推移



出典：「2015年度（平成27年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」（環境省公表資料）（2016年12月）

(4) 低炭素社会づくりの意義

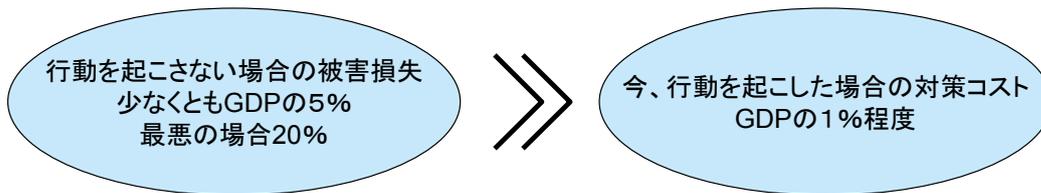
スターン・レビュー（図表10）にあるように、今から低炭素社会の構築のために投資する対策コストの方が、行動を起こさない場合の被害損失よりも小さく、かつ社会的費用の抑制が図れることや、対策コストの投資自体が経済発展にもつながること、さらには、省エネ行動の取組や再生可能エネルギーの普及は、災害等によりエネルギー需給に問題が生じた場合にも自立できる地域社会を構築することにもつながります。

このことから、「低炭素社会づくり」に取り組む意義については、これまでの化石燃料に依存してきた私たちの生活様式など社会の経済構造を転換し、化石燃料に依存しない社会を構築することにより、将来、予測される地球温暖化による私たちの社会に生じる様々な障害を抑制することや、化石燃料の価格上昇と将来の枯渇にも対応できる、「持続可能な社会」を築くことにあります。（図表11）

図表10 スターン・レビューの概要

スターン博士が、ブラウン財務大臣の依頼を受け、ブレア首相に提出した「気候変動と経済」に関するレビュー（平成18年10月30日公表）

There is still time to avoid the worst impacts of climate change, if we take strong action now.
(今行動を起こせば、気候変動の最悪の影響は避けることができる)

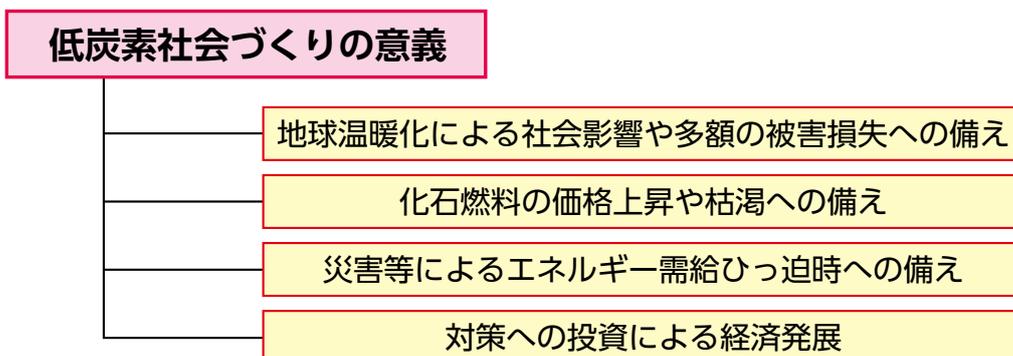


気候変動に伴う農業・インフラ・工業生産などへの経済影響（年間、世界総GDPベース）

温暖化対策においては早期の行動が経済影響を小さくする

出典：「気候安全保障（Climate Security）に関する報告」中央環境審議会地球環境部会
気候変動に関する国際戦略専門委員会 資料（2007年5月）

図表11 低炭素社会づくりの意義



2. 世界と国の取組動向

地球温暖化対策を世界各国による地球的規模で進めるため、これまでも国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）や先進国首脳会議などにおいて、世界的な削減目標や手法などについて議論が進められてきており、2005年（平成17年）には先進国の削減をルール化した京都議定書が発効しました。

また、2015年（平成27年）には京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌2016年（平成28年）11月に発効しました。

(1) 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）における「パリ協定」の採択

2015年（平成27年）11月にフランスのパリにおいて、約150を超える国の首脳が参集し開催されたCOP21で、京都議定書に代わる新しい国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、「気温上昇2℃未満に抑える」、「今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成」等といった目標が盛り込まれました。

【パリ協定の概要】

- 世界共通の長期目標として気温上昇「2℃目標」の設定。1.5℃に抑える努力を追及することに言及。
- 今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、最新の科学に従って早期の削減を行うこと。
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。

(参考) 各国の削減目標（国連気候変動枠組条約事務局に提出された約束草案より抜粋）

| 国 | 目標 | 基準年 |
|------|----------------------------------|--------|
| 中国 | 2030年までにGDPあたりの二酸化炭素排出量を60～65%削減 | 2005年比 |
| EU | 2030年までに40%削減 | 1990年比 |
| インド | 2030年までにGDPあたりの二酸化炭素排出量を33～35%削減 | 2005年比 |
| 日本 | 2030年までに26%削減（2005年比25.4%） | 2013年比 |
| ロシア | 2030年までに70～75%に抑制 | 1990年比 |
| アメリカ | 2025年までに26～28%削減 | 2005年比 |

(2) 地球温暖化対策計画の策定

COP21で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年（平成28年）5月13日に閣議決定されました。

計画では、日本の温室効果ガス削減の中期目標として、2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比で26%減の水準にすることとされており、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年（平成62年）までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことも位置づけられています。

(3) 気候変動の影響への適応計画の策定

2015年（平成27年）3月に中央環境審議会から環境大臣に、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題」について意見具申がなされました。

環境省では本意見具申を踏まえ、関係府省とともに作業を進め、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が2015年（平成27年）11月27日に閣議決定されました。

この計画は、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すものとされています。

図表12 地球温暖化対策に係る世界や国内の動き

| 年 | 世界の動き | 国内の動き |
|----------------|---|--|
| 1997 (平成9) | <ul style="list-style-type: none"> ○COP3 (京都) 開催 (12月) ・京都議定書を採択 ・温室効果ガス (GHG) の2008～2012年の削減目標を設定 (日本は-6%) ・京都メカニズム (CDM、排出量取引等) に合意 | |
| 1998 (平成10) | <ul style="list-style-type: none"> ○COP4 (アルゼンチン・ブエノスアイレス) 開催 (11月) ・京都メカニズムの具体的なルール等についてCOP6での決定を目指して検討することに合意 | <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) を改正 (6月) ○地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法) 制定 (10月) |
| 2002 (平成14) | <ul style="list-style-type: none"> ○「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ地球サミット) 開催 (8～9月) ○COP8 (インド・ニューデリー) 開催 (10～11月) | <ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー政策基本法制定 (6月) ○省エネ法改正 (6月) ○地球温暖化対策推進法を改正 (6月) |
| 2005 (平成17) | <ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書発効 (2月) ○COP11及びCOP/MOP1 (モントリオール) 開催 (11～12月) ・マラケシュ合意の採択、2013年以降の枠組みで特別グループをつくることが決定。 | <ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画閣議決定 (2月) ○地球温暖化対策推進法改正 (6、8月) ・GHG算定・報告・公表制度の導入 ○省エネ法改正 (8月) |
| 2006 (平成18) | <ul style="list-style-type: none"> ○COP12 (ケニア・ナイロビ) 開催 (11月) | <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策推進法を改正 (6月) ・京都メカニズム活用のための制度を導入 |
| 2007 (平成19) | <ul style="list-style-type: none"> ○ハイリゲンダムサミット (G8首脳会議) 開催 (6月) ○IPCCが第4次評価報告書を提出 (11月) ・産業革命期からの気温上昇を2.8℃までに抑えるには、2050年のCO₂排出量を2000年比で60～30%程度削減することが必要 ○COP13 (インドネシア・バリ) 開催 (12月) | <ul style="list-style-type: none"> ○安倍首相、「美しい星50 (クールアース50)」を発表 (5月) ・世界のGHG排出量を2050年までに半減する長期目標提示 ○21世紀環境立国戦略を策定 (6月) ・気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ等8つの戦略を提示 |
| 2008 (平成20) | <ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書の第一約束期間開始 ・2012年までの5年間 ○洞爺湖サミット (G8首脳会議) 開催 (7月) ・世界全体のGHG排出量を2050年までに半減することを条約締結国と共有し採択を求めることについてG8間で共通理解 ○COP14 (ポーランド・ポズナニ) 開催 (12月) | <ul style="list-style-type: none"> ○京都議定書目標達成計画を全部改定 (閣議決定) (3月) ○省エネ法を改正 (5月) ○地球温暖化対策推進法を改正 (6月) ○洞爺湖サミット開催に向けた福田首相演説 (福田ビジョン) (6月) ・2050年までのGHG排出量を現状比60～80%削減 |
| 2009 (平成21) | <ul style="list-style-type: none"> ○ラクイラサミット (G8首脳会議) 開催 (7月) ・産業革命以降の気温上昇を2℃以内に抑える必要性について一致 ・世界全体のGHG排出量を2050年までに半減することを再確認、この一部として先進国全体で80%以上削減することなどをG8間で合意 ○COP15 (デンマーク・コペンハーゲン) 開催 (12月) | <ul style="list-style-type: none"> ○内閣府「環境モデル都市」選定 (1月) ○麻生首相、日本の中期目標発表 (6月) ・2020年にGHG排出量を2005年比15%削減 (真水) ○鳩山首相、新たな中期目標発表 (9月) ・2020年にGHG排出量を1990年比25%削減 |
| 2010 (平成22) | <ul style="list-style-type: none"> ○ムスコカサミット (G8首脳会議) (6月) ・2050年までに世界全体のGHG排出量の少なくとも50%を削減し、排出量を可能な限り早期にピークアウトさせる必要があることを認識。この一部として、1990年またはそれ以降に比べて先進国全体で80%以上削減するとの目標を再認識。 ○COP16 (メキシコ・カンクン) 開催 (11～12月) | <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策基本法案閣議決定 (10月) ・2020年までにGHG排出量を1990年比25%削減、2050年までに80%削減 |

| 年 | 世界の動き | 国内の動き |
|----------------|---|--|
| 2011 (平成23) | ○COP17 (南アフリカ・ダーバン) 開催 (11～12月) ・全ての主要排出国が参加する新たな排出抑制の枠組を2015年までに作成し、2020年に発効させる道筋、京都議定書の第二約束期間の設定などについて合意 | ○3.11東日本大震災の発生 ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (再生可能エネルギー特別措置法) 成立 (8月) |
| 2012 (平成24) | ○COP18 (カタール・ドーハ) 開催 (11～12月) ・一連のCOP及びCMPの決定を「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択。 | ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入開始 (7月) ○「革新的エネルギー・環境戦略」閣議決定 (9月) ○「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 (12月) |
| 2013 (平成25) | ○COP19 (ポーランド・ワルシャワ) 開催 (11～12月) | ○省エネ法改正 (12月) ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律公布 (7月) |
| 2014 (平成26) | ○IPCCが第5次評価報告書を提出 (11月) ○COP20 (ペルー・リマ) 開催 (11～12月) 及び京都議定書第10回締約国会合 ・「気候行動のためのリマ声明」を採択。 | |
| 2015 (平成27) | ○COP21 (フランス・パリ) 開催 (11～12月) ・「パリ協定」の採択。 | ○日本の約束草案 (2030年度温室効果ガス排出削減目標) の決定、提出 (7月) ○「気候変動の影響への適応計画」閣議決定 (11月) |
| 2016 (平成28) | ○COP22 (モロッコ・マラケシュ) 開催 (11月) ○「パリ協定」の発効 (11月) | ○地球温暖化対策推進法を改正 (5月) ・普及啓発の強化、地域における温暖化対策の推進 ○「地球温暖化対策計画」の策定 (5月) |

※GHG：温室効果ガス

第2. 県域の動向

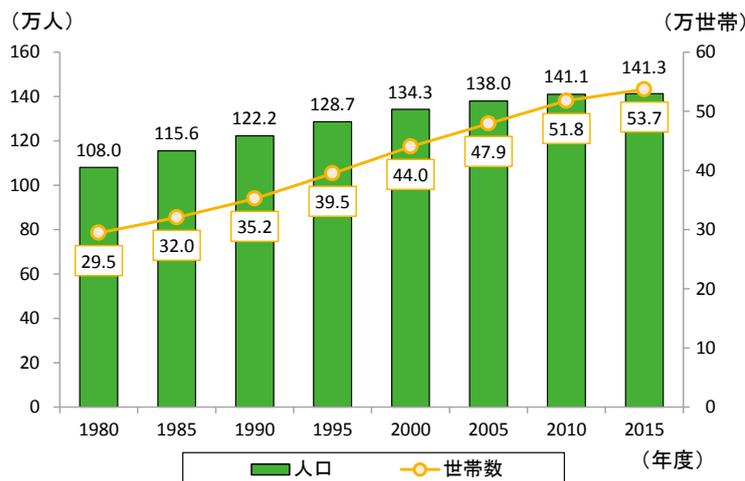
1. 県の地域特性と平均気温等の変化

(1) 人口・世帯数の推移

滋賀県では、人口、世帯数とも年々増加傾向にありました。人口の伸びに比べて世帯数の伸びが大きく、1990年度（平成2年度）から2015年度（平成27年度）で、人口は約1.2倍、世帯数は約1.5倍となっています。（図表13）

しかしながら、これまでの国勢調査の結果や「滋賀県推計人口」によると、滋賀県の人口は、既にピークを過ぎて減少していると考えられます。国立社会保障・人口問題研究所によると、このままの状態では2040年（平成52年）の滋賀県の総人口は、130.9万人になるとされています。このような状況の中で、本県では、2015年（平成27年）10月に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、人口減少の流れを押しとどめ、豊かな滋賀をつくるため、将来的な人口を2040年（平成52年）に約137万人確保し、高齢化率を低下させるとともに、人口構造が安定することを目指しています。

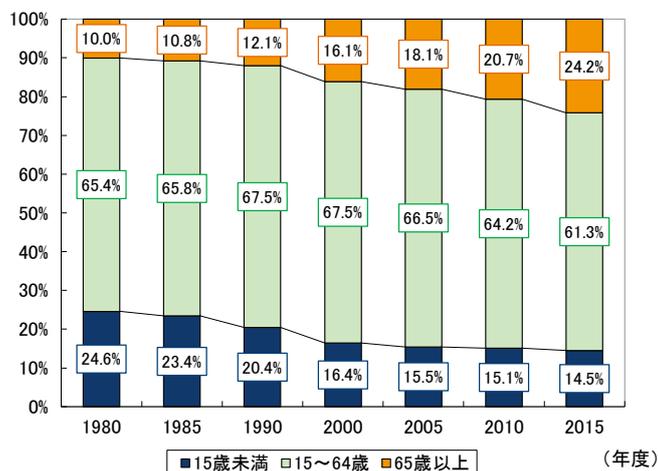
図表13 人口・世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

人口を年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。

図表14 年齢別人口の推移



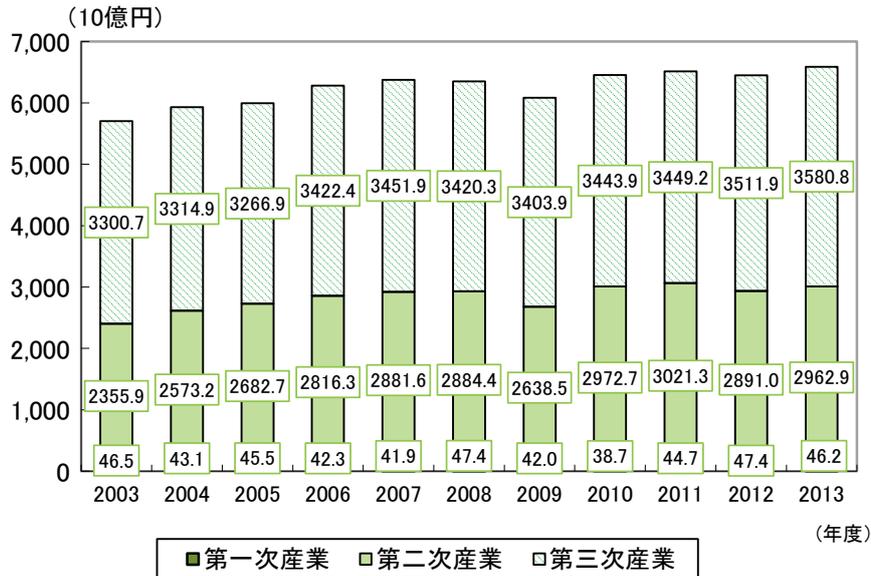
※構成比に関しては「年齢不詳」を除いて算出している。

出典：総務省「国勢調査」

(2) 産業構造の推移

この10年間の産業別県内総生産（実質）の推移をみると、図表15のとおりとなっています。

図表15 産業別県内総生産（実質）の推移



※県内総生産とは、1年間に県内の経済活動により生み出された付加価値の総額で、そのうち「実質」とは物価の変動分を取り除いたもの。

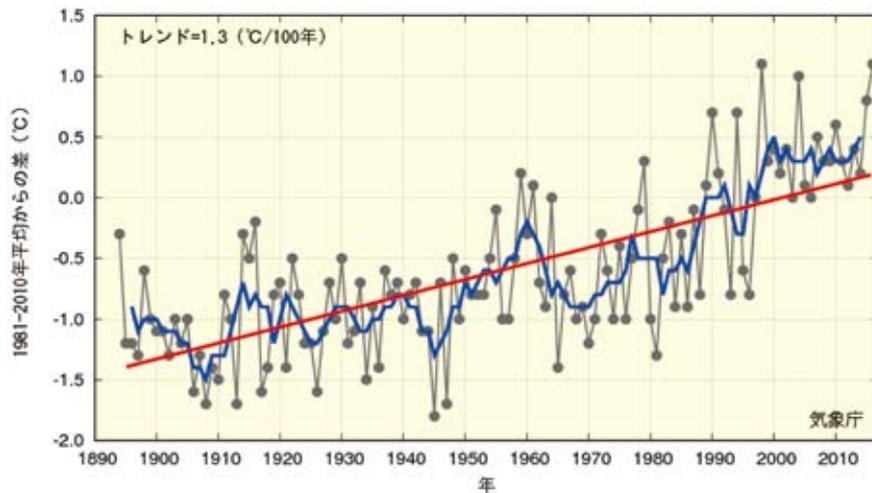
出典：滋賀県民経済計算「主要系列表」主-1-2経済活動別県内総生産〔実質:連鎖方式〕

(3) 県内の平均気温等の推移

滋賀県内（彦根）の平均気温は、100年あたり1.3℃（統計期間1894～2015年）の割合で上昇しています。（図表16）

琵琶湖環境科学センターのデータによると、琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあり、30年間で約1℃の上昇が見られます。（図表17）

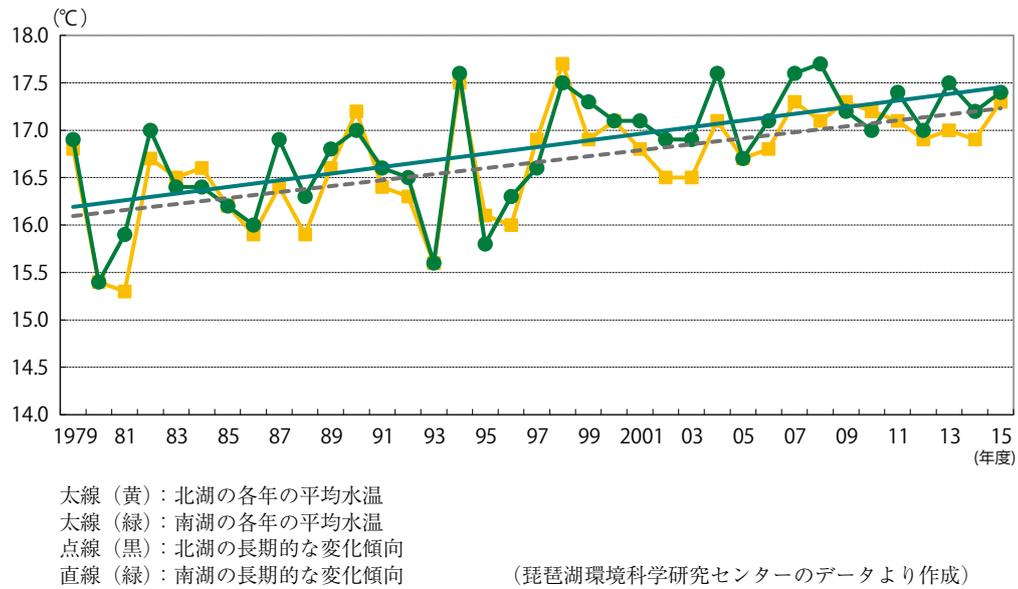
図表16 彦根の平均気温の経年変化



細線（黒）：各年の平均気温の基準値※からの偏差 ※基準値は1981～2010年の30年平均値
 太線（青）：偏差の5年移動平均
 直線（赤）：長期的な変化傾向

（彦根地方気象台提供）

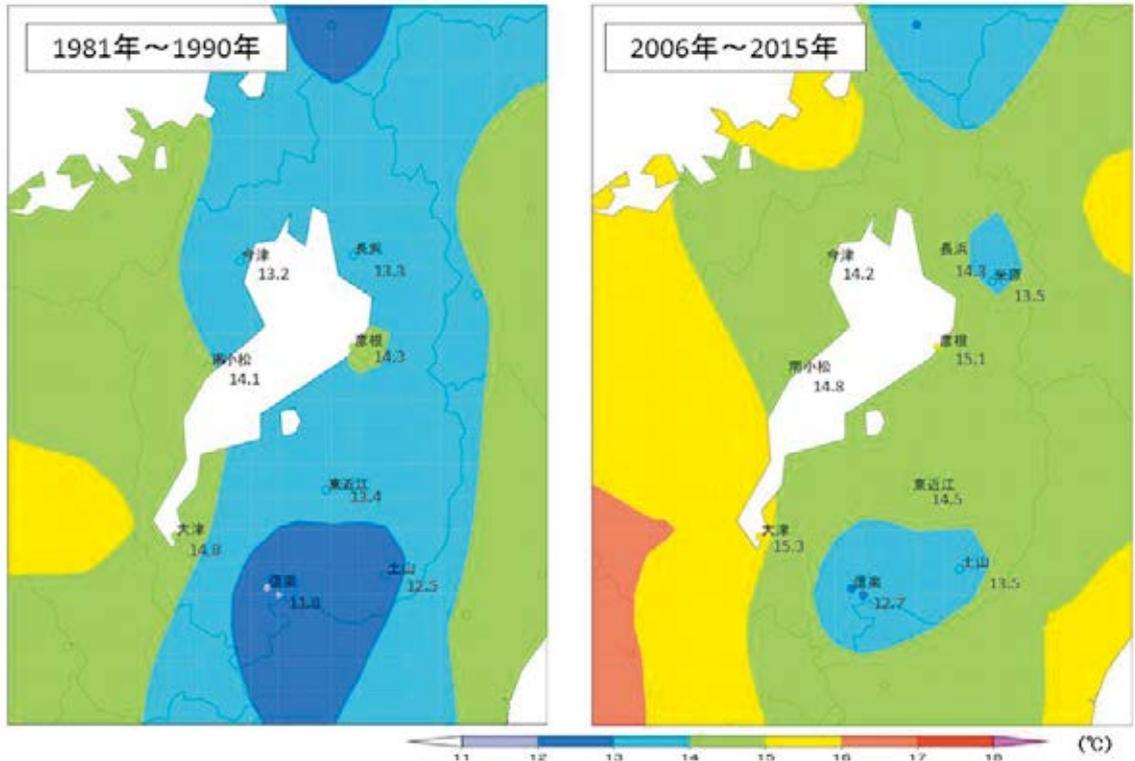
図表17 琵琶湖の水温の経年変化（表層平均）



(4) 平均気温の比較

滋賀県内のアメダス観測所の1981年から1990年と2006年から2015年の平均気温です。
 14℃以上（緑色～黄色）の領域は広がり、14℃以下（水色～青色）の領域は減少しています。

図表18 県内のアメダス観測所の平均気温比較



(彦根地方気象台提供)

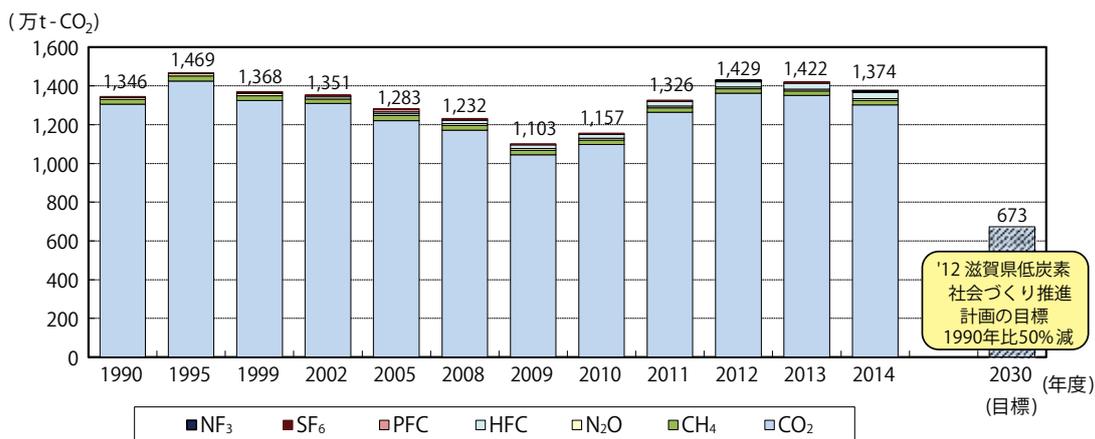
2. 地域の温室効果ガスの排出状況と将来見込み

地域の温室効果ガス排出量については図表19のとおりで、「2030年の排出量で1990年比50%削減」という目標に対して、2009年度（平成21年度）には、1990年度比で約18%まで削減できていました。しかしながら、その後発生した東日本大震災の影響により、電気の二酸化炭素排出係数（単位消費電力量あたりの二酸化炭素排出量）が上がったことを受け、温室効果ガス排出量も増加しました。その結果、2013年度（平成25年度）および2014年度（平成26年度）の排出量は、1990年度比でそれぞれ約5.6%および約2.1%の増加となっています。電気の二酸化炭素排出係数を1990年度に固定した場合は、1990年度比でそれぞれ約4.3%および約8.4%の減少となり、低炭素社会づくりに向けた県民や事業者による省エネ取組の効果も見られます。

また、部門別の二酸化炭素排出量の推移およびエネルギー消費量の推移とも、産業部門および運輸部門では1990年度比で減少しているものの、家庭部門および業務部門は増加しています。部門別の排出量の特徴として、産業部門の温室効果ガスは地域の二酸化炭素排出量の約47%を占めています。（図表20～23）

一方、このまま温室効果ガスの排出量抑制の対策をとらない場合の2030年度（平成42年度）の排出量（BaU）は、2013年度比で約7.4%増加と推測されます。（図表24）

図表19 地域の温室効果ガスの排出状況と旧計画の目標値



(単位：万t-CO₂)

| | 1990年度 | 1995年度 | 1999年度 | 2002年度 | 2005年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 過去5年平均 ('09~'13) | 過去値との比較 | | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | | | | | | (1990年度比) | (2005年度比) | (2009年度比) |
| CO ₂ | 1,305 | 1,424 | 1,324 | 1,309 | 1,221 | 1,172 | 1,045 | 1,098 | 1,264 | 1,363 | 1,351 | 1,302 | 1,224 | 99.8% | 99.5% | 124.6% |
| CH ₄ | 25 | 28 | 25 | 23 | 25 | 24 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 22 | 23 | 89.3% | 94.9% | 94.8% |
| N ₂ O | 10 | 11 | 12 | 12 | 11 | 9 | 8 | 8 | 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 85.2% | 71.9% | 101.3% |
| HFC | 3 | 3 | 7 | 6 | 10 | 17 | 19 | 21 | 24 | 27 | 31 | 33 | 25 | 1197.8% | 530.0% | 172.5% |
| PFC | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 6 | 3 | - | - | 192.1% |
| SF ₆ | 3 | 3 | 1 | 0 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 3 | 70.6% | - | 58.4% |
| NF ₃ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 0 | 0 | 1 | | | |
| 計 | 1,346 | 1,469 | 1,368 | 1,351 | 1,283 | 1,232 | 1,103 | 1,157 | 1,326 | 1,429 | 1,422 | 1,374 | 1,228 | 102.1% | 101.7% | 124.6% |

注) 表記上「0」となっている数値は四捨五入の関係上「0」となっており、排出量は存在します。

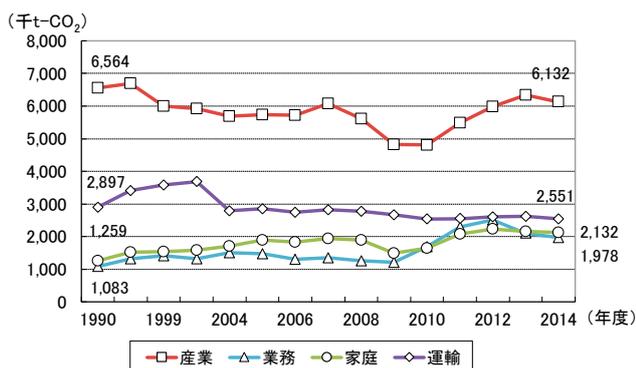
※二酸化炭素排出量のうち電力使用に伴う量は、電力使用量に、毎年度国が公表する電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数を積算して算出しています。本調査に用いた同係数の推移は、下表のとおりです。(単位：kg-CO₂/kWh)

| 年度 | 1990 | 1995 | 1999 | 2002 | 2005 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| CO ₂ 排出係数 | 0.424 | 0.395 | 0.357 | 0.357 | 0.358 | 0.355 | 0.294 | 0.311 | 0.450 | 0.513 | 0.520 | 0.529 |

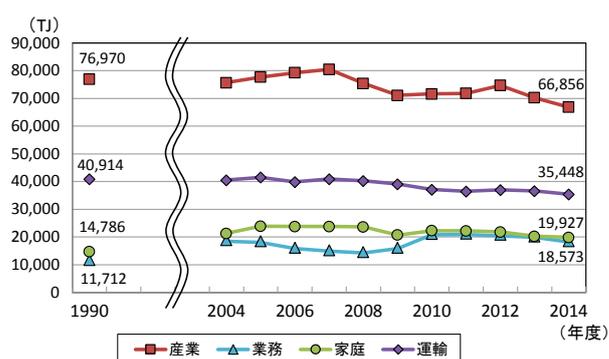
図表20 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移 (単位: 千t-CO₂)

| | 1990年度 | 1995年度 | 1999年度 | 2002年度 | 2005年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 過去5年平均'09~'13 | | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|--------|---------|--------|
| | | | | | | | | | | | | | 過去5年平均'09~'13 | '90年度比 | 過去5年平均比 | |
| エネルギー転換(ガス事業) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | 95.8% | |
| 産業 | 農林業 | 190 | 222 | 169 | 175 | 22 | 20 | 19 | 20 | 26 | 30 | 22 | 23 | 23 | 5.5% | 45.0% |
| | 水産業 | 24 | 32 | 28 | 28 | 6 | 6 | 5 | 5 | 7 | 8 | 2 | 1 | 5 | 3.1% | 14.5% |
| | 鉱業 | 13 | 13 | 7 | 13 | 19 | 19 | 16 | 18 | 21 | 23 | 20 | 14 | 20 | 150.7% | 100.4% |
| | 建設業 | 209 | 254 | 182 | 149 | 122 | 96 | 71 | 97 | 81 | 99 | 129 | 103 | 95 | 52.6% | 115.4% |
| | 製造業 | 6,128 | 6,170 | 5,620 | 5,561 | 5,471 | 5,383 | 4,707 | 4,674 | 5,351 | 5,832 | 6,165 | 5,991 | 5,346 | 97.7% | 112.0% |
| | 計 | 6,564 | 6,692 | 6,006 | 5,926 | 5,640 | 5,524 | 4,818 | 4,813 | 5,486 | 5,991 | 6,338 | 6,132 | 5,489 | 93.4% | 111.7% |
| 業務 | 1,083 | 1,319 | 1,413 | 1,318 | 1,532 | 1,253 | 1,211 | 1,691 | 2,291 | 2,510 | 2,102 | 1,978 | 1,961 | 182.7% | 100.9% | |
| 家庭 | 1,259 | 1,521 | 1,532 | 1,587 | 1,894 | 1,894 | 1,485 | 1,653 | 2,074 | 2,231 | 2,163 | 2,132 | 1,921 | 169.4% | 111.0% | |
| 運輸 | 自動車 | 2,647 | 3,166 | 3,380 | 3,488 | 2,655 | 2,578 | 2,506 | 2,376 | 2,333 | 2,367 | 2,382 | 2,301 | 2,393 | 86.9% | 96.2% |
| | 鉄道 | 232 | 226 | 184 | 169 | 184 | 173 | 139 | 145 | 203 | 225 | 229 | 234 | 188 | 100.8% | 124.2% |
| | 船舶 | 18 | 21 | 26 | 25 | 21 | 19 | 17 | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 | 17 | 90.0% | 96.0% |
| | 計 | 2,897 | 3,413 | 3,589 | 3,683 | 2,860 | 2,770 | 2,662 | 2,538 | 2,552 | 2,609 | 2,628 | 2,551 | 2,598 | 88.1% | 98.2% |
| 工業プロセス | 1,149 | 1,106 | 457 | 335 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 67 | 69 | 67 | 27 | 5.8% | 242.7% | |
| 廃棄物 | 一般廃棄物 | 47 | 88 | 114 | 120 | 173 | 166 | 168 | 152 | 155 | 153 | 127 | 129 | 151 | 274.7% | 85.5% |
| | 産業廃棄物 | 54 | 102 | 128 | 119 | 111 | 113 | 106 | 127 | 75 | 72 | 85 | 32 | 93 | 59.8% | 34.8% |
| | 計 | 101 | 189 | 242 | 240 | 284 | 279 | 273 | 279 | 230 | 225 | 212 | 161 | 244 | 159.8% | 66.2% |
| 合計 | 13,054 | 14,240 | 13,238 | 13,089 | 12,212 | 11,721 | 10,450 | 10,976 | 12,635 | 13,633 | 13,513 | 13,023 | 12,242 | 99.7% | 106.4% | |

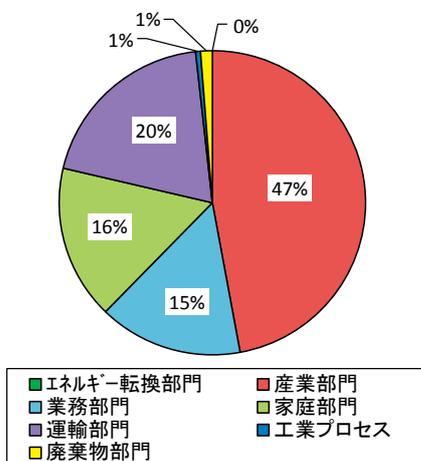
図表21 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移



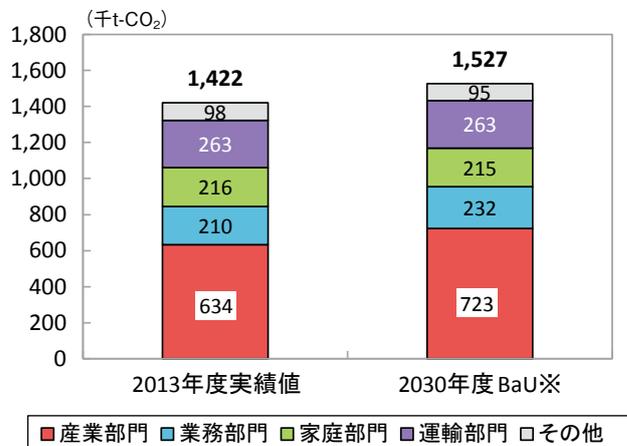
図表22 県域の部門別エネルギー消費量の推移



図表23 県域の部門別二酸化炭素排出量割合 (2014年度)



図表24 2030年度の温室効果ガス排出量の推計値



※対策をとらない場合の温室効果ガスの排出量 (2030年度の人口を140.6万人、経済成長率を0.8%/年と想定)

3. 低炭素社会づくり推進計画の実施状況

2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの本計画の主な取組状況は以下のとおりでした。本計画の重点取組において、「家庭1世帯あたりの年エネルギー使用量」と「再生可能エネルギー特別措置法によるエネルギーを利用した発電事業」は、当初の目標を達成できましたが、それ以外の項目は達成できませんでした。また、県庁舎（事務事業編）の削減目標についても、達成できていない状況です。

■滋賀県低炭素社会づくり推進計画（区域施策編）の実施状況

| | |
|---------|--|
| 策定時期 | 2012年（平成24年）3月 |
| 計画期間 | 2011年度（平成23年度）～2030年度（平成42年度） |
| 目標 | 2030年に温室効果ガスを1990年比50%削減 |
| 進捗状況 | 1990年度 1,346万t-CO ₂ → 2013年度 1,422万t-CO ₂ 5.6%増加 (電気の排出係数を基準年度の1990年度に固定した場合、2013年度の温室効果ガス排出量は1990年度比で約4.3%の削減となります。) |
| 県内の主な取組 | <p><東日本大震災の影響を踏まえた県の重点取組の結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭1世帯あたりの年エネルギー使用量 【進捗指標：目指す2015年の姿】 42 GJ/世帯・年（11.7kWh相当）以下 【結果】 35.8 GJ/世帯・年（9.9kWh相当） ※2014年時点 ○乗用車における低公害車普及率（※2014年度以降はデータの把握ができなくなりました） 【進捗指標：目指す2015年の姿】 77%（旧基準） 45%（新基準） 【結果】 54%（旧基準：2011年度時点） 29%（新基準：2013年度時点） ○住宅用太陽光発電の導入量 【進捗指標：目指す2015年の姿】 28万kW（7.6万家屋） 【結果】 15.4万kW（3.8万家屋） ○再生可能エネルギー特別措置法によるエネルギーを利用した発電事業 【進捗指標：目指す2015年の姿】 延べ60事業 【結果】 延べ6,703事業（35.7万kW） ○生産する製品等の環境への貢献評価を取り入れた事業者行動計画の作成の割合 【進捗指標：目指す2015年の姿】 50% 【結果】 40%（任意提出者を除いた場合、44%） ○県施設への省エネ・節電対応器具等のモデル導入事業数 【進捗指標：目指す2015年の姿】 延べ10事業 【結果】 延べ7事業 |

■滋賀県低炭素社会づくり推進計画（事務事業編）の実施状況（第6章）

| | |
|------|--|
| 策定時期 | 2012年（平成24年）3月 |
| 計画期間 | 2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）5年間 |
| 目標 | 県庁機関において、基準年度（2009年度）の温室効果ガスの排出量に対し、2015年度において9%の削減を目指します |
| 進捗状況 | 2009年度 40,372t-CO ₂ → 2015年度 61,198t-CO ₂ 51.6%増加 (電気の排出係数を基準年度の2009年度に固定した場合、2015年度の温室効果ガス排出量は37,035t-CO ₂ となり、2009年度比で8.3%の削減となります。) |
| 主な取組 | ○「環境にやさしい県庁率先実行計画（グリーン・オフィス滋賀）」（1998年4月制定、改正2012年10月）による、電力等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用促進等の取組 |

第3章 基本的な方針と目標

第1. 目指すべき将来像

本県の第四次環境総合計画では、3つの基本目標を掲げており、そのひとつとして、本計画のテーマでもある「低炭素化などの環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」が掲げられています。

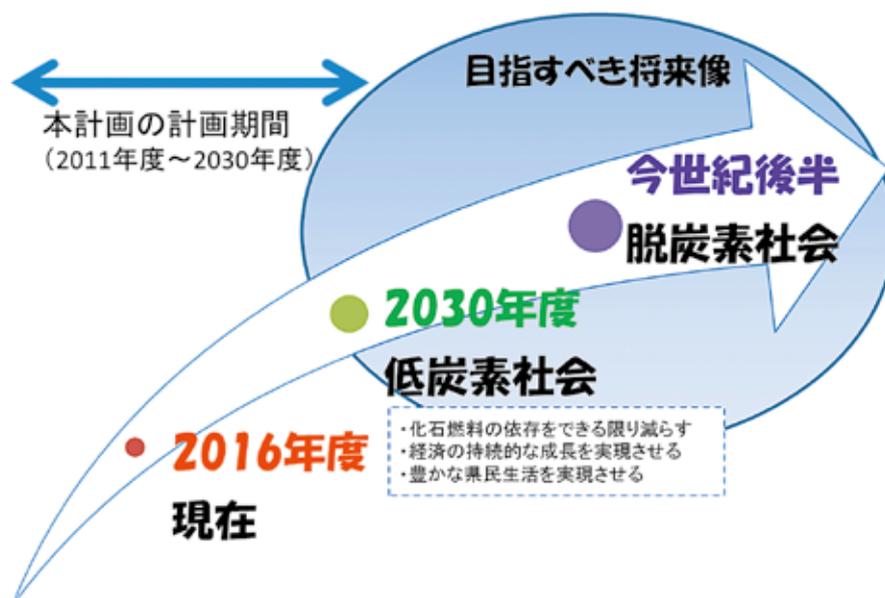
今日、環境問題は複雑化・多様化の様相を見せています。ひとつの視点だけでの原因解析、対策の実施では解決に至らなくなっています。第四次環境総合計画の目指すべき将来像で掲げている「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」を実現していくためには、広い視野から総合的に取り組を進めていく必要があります。これは、地球温暖化対策においても重要な視点と考えます。

COP21で採択されたパリ協定では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇」を「2℃未満」で保持すること、さらに1.5℃に抑える努力を追求することを目的とし、この目的を達成するよう、世界の排出のピークをできる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡（脱炭素社会）を今世紀後半に達成するため、最新の科学に従って早期の削減を目指すこととされました。

一方、国では、国連気候変動枠組み条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26%削減達成に向けて着実に取り組むとともに、長期目標として、2050年に80%の削減を目指すこととされています。

本計画では、2016年（平成28年）3月に策定した「しがエネルギービジョン」で掲げている「原発に依存しない新しいエネルギー社会」を踏まえながら、今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組んでいくこととします。（図表25）

図表25 目指すべき将来像



今世紀後半に温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。

第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針

「低炭素社会の実現」に向けては、県の取組だけではなく、県民や事業者の取組、また、市町や国の関連施策との連携した取組が必要であり、こうした様々な主体による取組の積み重ねによって進むものです。

また、温室効果ガスの排出量を抑制するためには、化石燃料の依存をできる限り減らす社会経済構造への転換が重要となり、かつ、経済活動の持続的な成長との両立が必要となります。

こうしたことから、本計画では、低炭素社会づくりの取組について「4つの基本方針」を次のとおり掲げます。なお、これらは、低炭素社会づくり推進条例第3条の基本理念としても、規定しているものです。

～ 低炭素社会づくりに向けた4つの「基本方針」～

〈基本方針1〉

低炭素社会の実現のためには**社会経済構造を転換する必要があるとの認識**の下に推進します。

考え方：二酸化炭素などの温室効果ガスは、主に私たちの日常生活や事業活動における化石燃料の利用により生じます。したがって、低炭素社会の実現のためには化石燃料に依存しない生活様式（ライフスタイル）、産業構造、都市構造等の社会経済構造に転換していく必要があるという認識を持ちながら、取り組んでいく必要があります。

〈基本方針2〉

全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進します。

考え方：化石燃料は私たちの日常生活や事業活動において利用しているものであり、低炭素社会づくりの取組は、誰もが行動できるものです。地球温暖化により生じている問題を私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、積極的に行動していく必要があります。

〈基本方針3〉

県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として推進します。

考え方：低炭素社会づくりは、多岐にわたる取組が必要なため、県だけで進めることはできません。したがって、県民、事業者、NPOや自治会などの民間団体、そして国や市町などの行政機関が、連携・協働することにより、社会の様々な分野における取組を総合的に行う必要があります。

〈基本方針4〉

温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進します。

考え方：低炭素社会づくりは、単に温室効果ガスの排出の抑制等をするだけでなく、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現させることとの両立を図り、環境関連産業の発展や雇用の創出なども期待できる、持続可能な社会とする必要があります。

基本方針に即した取組

低炭素社会の実現

第3. 計画の目標

県内の温室効果ガス排出量の削減目標については、国の地球温暖化対策計画で示された削減目標（中期）に合わせ、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度とします。

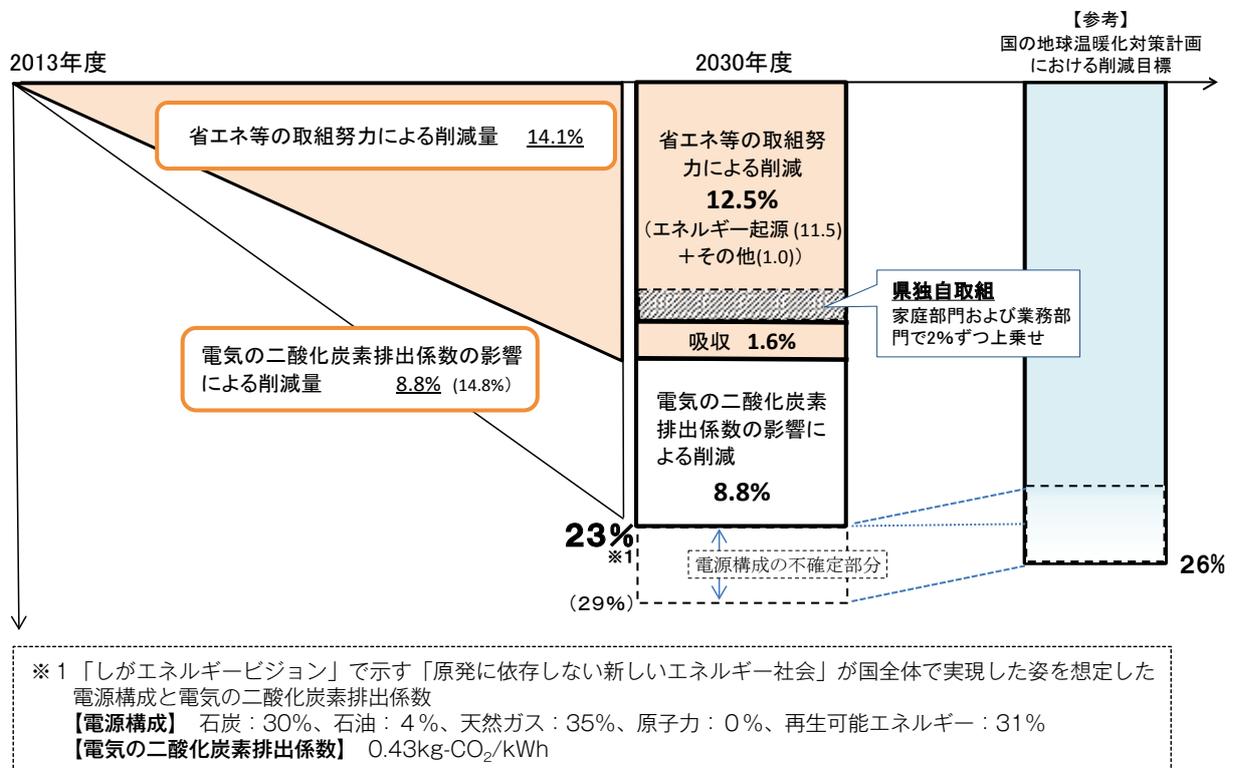
具体的には、目標年度において、国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「しがエネルギービジョン」で示す「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき、以下のとおり設定します。（なお、国全体の電源構成については不確定要素が大きく、これに応じて、「電気の二酸化炭素排出係数の影響による温室効果ガス削減量」が変動し得ることに留意し、国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値も付記。）

温室効果ガス削減目標

**排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比23% (29%)※減の水準を目指す**

※（ ）書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値。

図表26 削減目標の概念図



(参考) 国の地球温暖化対策計画における電源構成と電気の二酸化炭素排出係数
【電源構成】 石炭：26%、石油：3%、天然ガス：27%、原子力：22～20%、再生可能エネルギー：22～24%
【電気の二酸化炭素排出係数】 0.37kg-CO₂/kWh

また、温室効果ガス排出量全体に対する各分野の削減割合等は次のとおりです。

①エネルギー起源CO₂の削減：**▲約20.3%** (26.3%)

【▲20.3%の内訳】 省エネ等の取組努力による削減割合：11.5%

電気の二酸化炭素排出係数の影響による削減割合：8.8% (14.8%)

〔() 書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値〕

| | 2013年度の実績 (千t-CO ₂) | 2030年度の各部門の 排出量の目安 (千t-CO ₂) | 2030年度の2013年度に対する部門別削減割合 | | |
|------|------------------------------------|--|-----------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| | | | 各部門の削減割合 (%) | (国の地球温暖化 対策計画で示され ている削減割合) | うち、省エネ等の取組による 削減割合 (%) |
| 産業部門 | 6,338 | 約5,406 (4,937) | ▲約14.7 (22.1) ^{※2} | ▲ 6.5 | ▲約 3.8 |
| 業務部門 | 2,102 | 約1,436 (1,268) | ▲約31.7 (39.7) | ▲ 39.8 | ▲約19.8 ^{※4} |
| 家庭部門 | 2,163 | 約1,382 (1,201) | ▲約36.1 (44.5) | ▲ 39.3 | ▲約23.6 ^{※4} |
| 運輸部門 | 2,628 | 約2,118 (2,092) | ▲約19.4 (20.4) ^{※3} | ▲ 27.6 | ▲約18.0 |

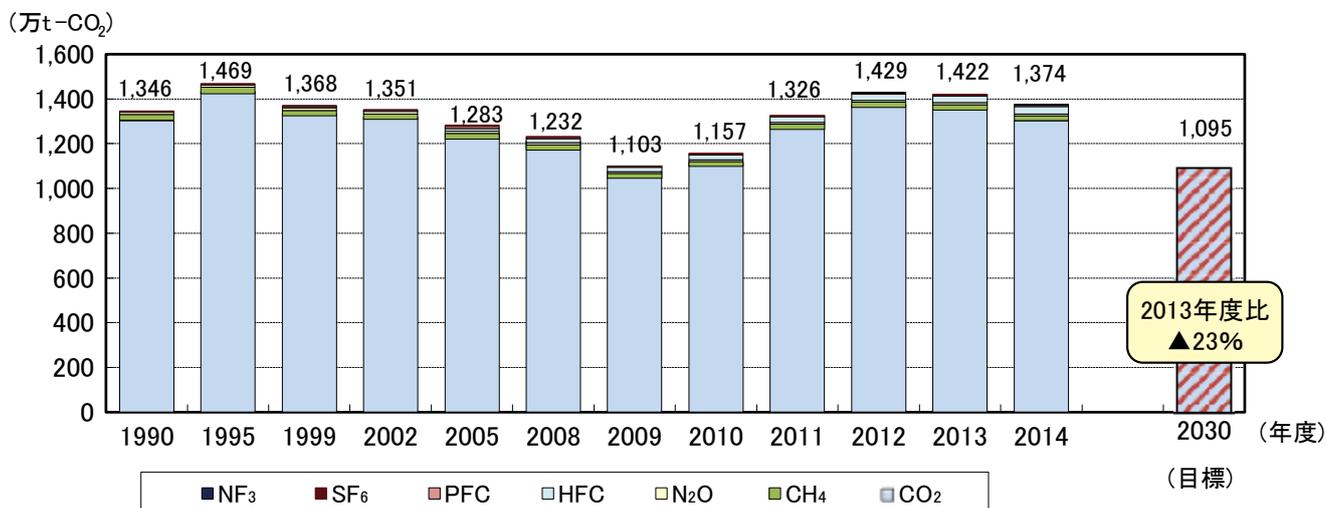
- ※2 産業部門の電気による二酸化炭素排出割合は、国では産業全体の約18%となっているのに対し、県では約63%を占めることから、電気の排出係数の削減割合の影響により国よりも削減割合が高くなっている。
- ※3 運輸部門において、国で削減を見込んでいる「航空分野の低炭素化」や「港湾における取組」が、滋賀県には該当しないため、国の削減割合よりも低くなっている。
- ※4 県独自取組による削減割合(2.0%)をそれぞれ上乗せしている。

②その他の温室効果ガス排出量の削減：**▲約1.0%**

③森林吸収量：**約1.6%**

◎温室効果ガス排出量の経年変化と2030年度の削減目標

図表27 2030年度の温室効果ガス削減目標



第4章 緩和策の取組

第1. 取組の体系

本計画で掲げた2030年度の「目指すべき将来像」や「目標」の実現に向け、本章では、「部門別削減対策」、「その他の温室効果ガス削減対策」、「部門横断的削減対策」の3つの削減対策と、森林吸収等の「吸収源対策」のそれぞれの県の取組の方向性を示します。

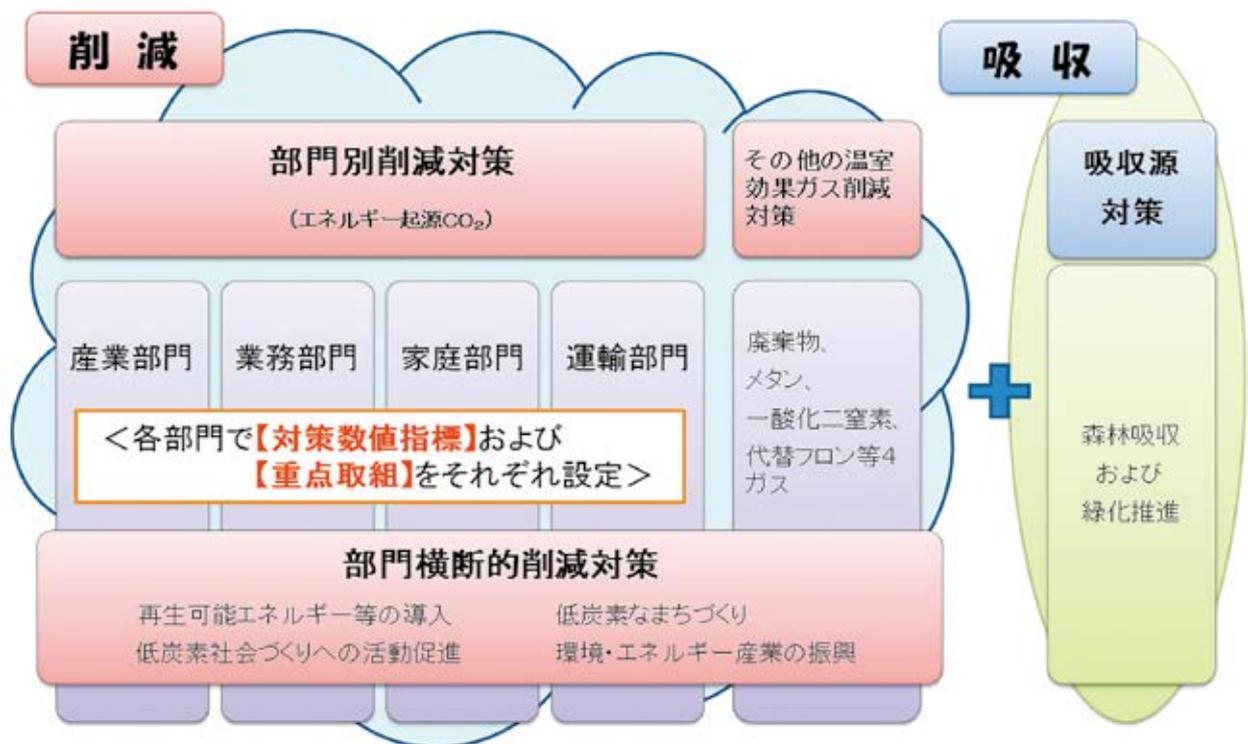
さらに、「部門別削減対策」においては、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門の各部門での取組等を示すとともに、県が実施する重点取組や県民や事業者の皆さんに期待される取組例についても示します。(図表28)

なお、第3章の基本方針で述べたように、低炭素社会づくりは、県民や事業者など全ての者の積極的な参画が必要です。また、例えば自転車利用の促進等の健康づくりの取組や、食の安全・安心確保のための地産地消の取組等も、ひいては低炭素社会づくりにもつながるものと考えられます。

こうしたことから、県民や事業者の取組例を併せて掲げ、啓発や民間団体への支援などによる働きかけにより進めることとし、これらの取組により、本計画の目標の実現を目指すものです。

図表28 取組（緩和策）の体系イメージ

取組(緩和策)の体系イメージ



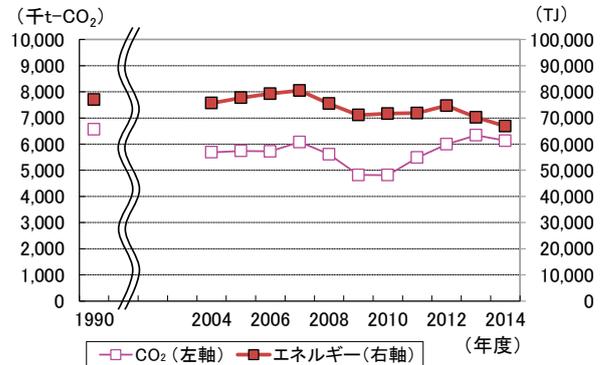
第2. 部門別削減対策

1. 産業部門

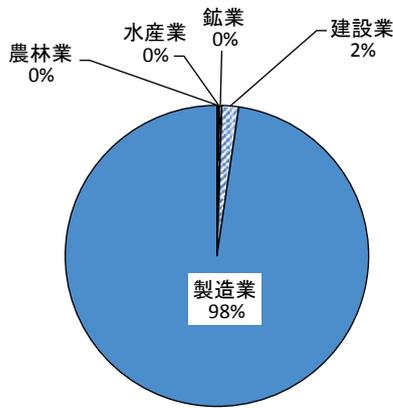
(1) 現状と課題

- 産業部門の二酸化炭素排出量、エネルギー消費量ともリーマンショック以降は増加していません。エネルギー消費量は2013年度から、二酸化炭素排出量も2014年度には減少に転じました。(図表29)
- 産業部門の排出量の内訳は、製造業が約98%を占めています。(図表30)
- 製造業のエネルギー使用状況は、A重油、C重油等から都市ガスへの転換が進んでいます。(図表31)

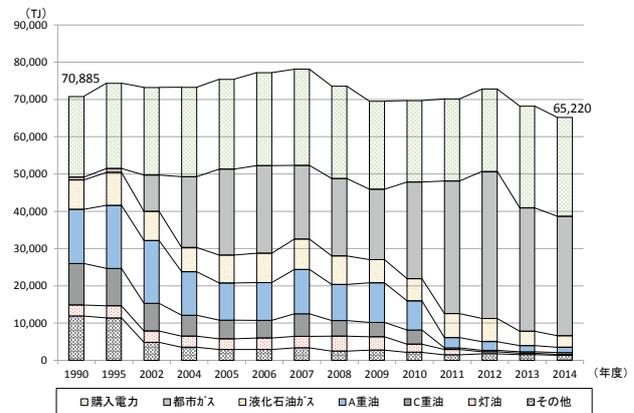
図表29 県域の産業部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量推移



図表30 産業部門の内訳 (2014年度)



図表31 製造業のエネルギー使用状況の推移



(2) 削減目安と対策数値指標

①削減目安

国の省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）の取組による省エネ見込み量を基に、県の地域特性や取組等を考慮し、産業部門の削減目安を次のとおりとします。

削減目安：2030年度に2013年度比で 約14.7%減

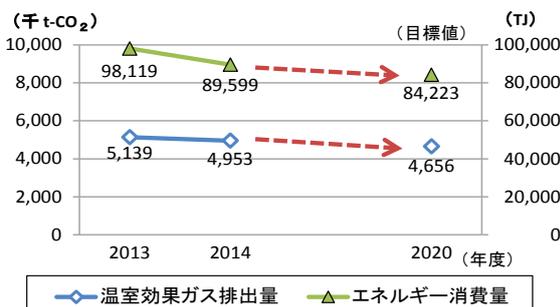
(省エネ等の取組による削減割合：約3.8%、電気の二酸化炭素排出係数による削減割合：約10.9%)

削減見込み量：約932 千t-CO₂

②対策数値指標

産業部門の対策数値指標を次のとおりに設定します。

図表32 事業者行動報告書等を提出している県内事業者（義務提出者）の温室効果ガス排出量の削減量



対策数値指標：

事業者行動報告書等を提出している県内事業者（義務提出者）の温室効果ガス排出量の削減量およびエネルギー消費量

2020年度に2014年度比6%削減

毎年1%ずつ削減することとし、2020年度までの6年間で6%削減を目指します。(対象事業者数を2014年度に固定して試算した場合、二酸化炭素削減見込み量は約368千t-CO₂となります。)

(3) 県の取組

【重点取組】

○ 事業者行動計画書制度の推進

- ▶ 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に規定する事業者行動計画書制度に基づき、事業者から作成・提出された計画書および報告書の公表を通じて、事業者の省エネ行動を促進します。
- ▶ 事業者行動計画書等を提出した事業者を対象とした訪問調査等を通じ、事業活動における省エネ取組の促進を図ります。
- ▶ 事業者行動計画書を提出した者のうち、事業活動における自社の温室効果ガス排出量の削減に関して他の模範となる特に優れた取組を行う事業者に対して表彰することを通じて、温暖化防止等への関心を高め、低炭素社会づくりの推進を図ります。

○ 表彰制度を通じた普及啓発

- ▶ 県内に事業所等を有する事業者が取り組む、温室効果ガス排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す県内で行われる事業活動を表彰することで、先進事例の普及を図ります。

○ 中小企業者等への支援

- ▶ 中小企業者等による省エネ行動を促進するとともに、先進的な省エネ事例の水平展開を図るため、一般財団法人省エネルギーセンター等と連携したセミナー等による普及啓発を図ります。
- ▶ 中小企業者等における計画的な省エネ・節電行動の促進を図るため、省エネルギーや電力ピーク対策に効果的な設備の導入の取組に対して支援します。
- ▶ 省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付を通じ、中小企業者等の省エネ・節電に向けた取組に対して支援します。

○ 貢献量評価の普及促進

- ▶ 温室効果ガスの排出削減と経済・社会の持続可能な発展との両立をめざし、低炭素社会づくりに寄与する産業の育成および進行を図るため、省エネ製品の生産等、他者の温室効果ガスの排出削減に貢献する事業活動の促進に向け、これらの効果を定量的に評価する取組の普及を図ります。

○ 温室効果ガスの排出の量がより少ない農業・水産業の育成および振興

- ▶ 温室効果ガス発生を抑える営農方法の普及を図ります。
- ▶ 食料自給率向上による農産物の輸送エネルギーを削減するため、飼料用稲、飼料作物、野菜の作付けおよび餌用の稲わら回収を推進します。
- ▶ 農業者へ環境こだわり農業の推進とともに、温暖化緩和技術の取組を進めます。

(4) 県民に期待される取組例

- 省エネ・省CO₂性能が優れている製品やサービス等の選択、利用

(5) 事業者に期待される取組例

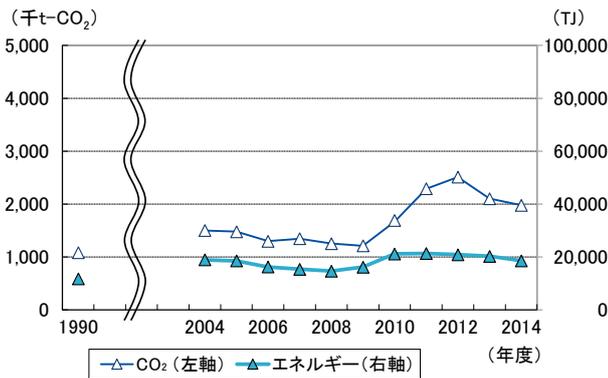
- 省エネ・省CO₂機器への更新や省エネ診断、ISO50001の認証取得などの実施
- 省エネ・省CO₂等の環境保全効果のある製品や技術の開発や普及による、製品使用時の温室効果ガスの排出抑制への貢献
- 複層ガラスの窓や断熱材料などを取り入れる事業所建物の改修等の省エネ化
- 農林水産業における機器等のエネルギー効率改善などによる、温室効果ガスの排出抑制への貢献
- 事業活動における商品やサービスの購入時のグリーン購入の取組

2. 業務部門

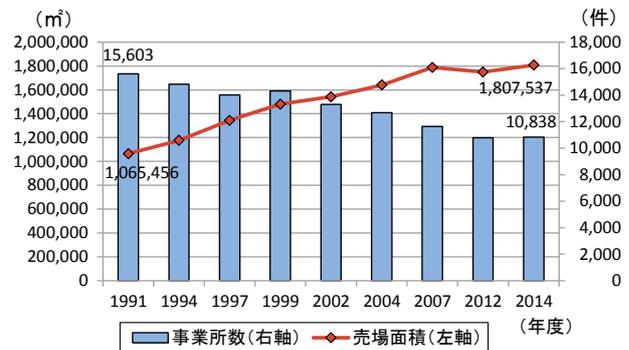
(1) 現状と課題

- 業務部門の二酸化炭素排出量は、2009年度以降に増加したのち、2013年度以降は減少傾向にあります。エネルギー消費量も近年は微減の傾向にあります。(図表33)
- また、小売業の事業所数は減少している一方で、売場面積は1991年度から増加傾向にあることから、店舗の大型化等が進んでいると考えられます。(図表34)

図表33 県域の業務部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移



図表34 小売業の売場面積および事業所数の推移



(2) 削減目安と対策数値指標

①削減目安

国の省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（業種横断）の取組による省エネ見込み量を基に、県の地域特性や取組等を考慮し、業務部門の削減目安を次のとおりとします。

削減目安：2030年度に2013年度比で 約31.7%減

(省エネ等の取組による削減割合：約19.8% (うち2.0%は県独自取組※)、
電気の二酸化炭素排出係数による削減割合：約11.9%)

削減見込み量：約666 千t-CO₂

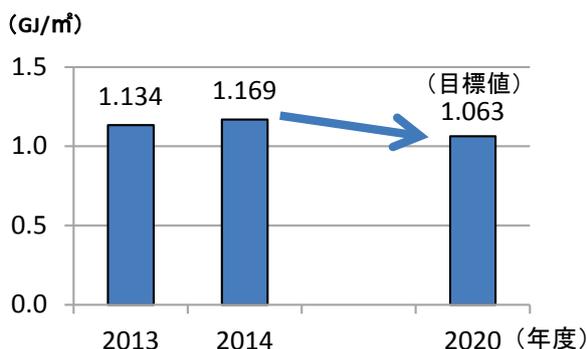
※県独自取組

事業者行動計画書制度の運用
による取組削減の推進

②対策数値指標

業務部門の対策数値指標を次のとおりに設定します。

図表35 床面積あたりのエネルギー使用量



対策数値指標：

業務部門における床面積当たりのエネルギー使用量の削減量

2020年度に2014年度比7%削減

2030年度まで約19.8%の取組による削減を目指していることから、2020年度までの6年間では、7%削減を目指します。(床面積を2014年度で固定して試算した場合、二酸化炭素削減見込み量は、約142千t-CO₂となります。)

(3) 県取組

【重点取組】

○ 事業者行動計画書制度の推進（再掲）

- ▶ 「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に規定する事業者行動計画書制度に基づき、事業者から作成・提出された計画書および報告書の公表を通じて、事業者の省エネ行動を促進します。
- ▶ 事業者行動計画書等を提出した事業者を対象とした訪問調査等を通じ、事業活動における省エネ取組の促進を図ります。
- ▶ 事業者行動計画書を提出した者のうち、事業活動における自社の温室効果ガス排出量の削減に関して他の模範となる特に優れた取組を行う事業者に対して表彰することを通じて、温暖化防止等への関心を高め、低炭素社会づくりの推進を図ります。

○ LED照明の普及

- ▶ 商店街における街路灯へのLED照明の導入等の取組への支援により、まちの省エネ化を進めます。
- ▶ 信号灯器のLED化により、信号機の省エネ化を進めます。

○ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進

- ▶ 高断熱外皮、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる建築物（ZEB:ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の高度な省エネルギー性能を有する建築物の普及を促進します。

○ 中小企業者等への支援（再掲）

- ▶ 中小企業者等による省エネ行動を促進するとともに、先進的な省エネ事例の水平展開を図るため、一般財団法人省エネルギーセンター等と連携したセミナー等による普及啓発を図ります。
- ▶ 中小企業者等における計画的な省エネ・節電行動の促進を図るため、省エネルギーや電力ピーク対策に効果的な設備の導入の取組に対して支援します。
- ▶ 省エネルギー設備の導入に必要な資金の貸付を通じ、中小企業者等の省エネ・節電に向けた取組に対して支援します。

○ 県産木材を利用した公共建築物の整備等

- ▶ 県有施設の営繕工事においては「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき積極的に県産木材を活用し、木造化・木質化を進めます。

(4) 県民に期待される取組例

- 省エネ・省CO₂性能が優れている製品やサービス等の選択、利用

(5) 事業者期待される取組例

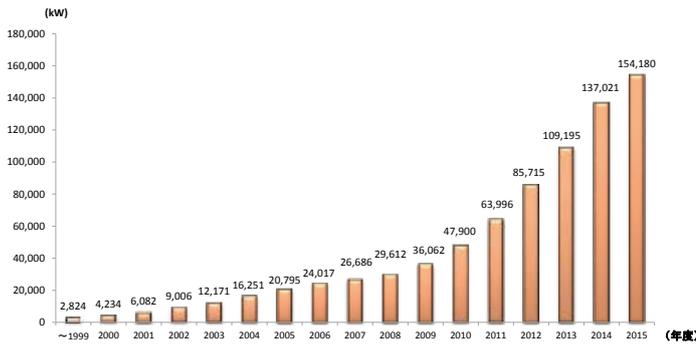
- 省エネ・省CO₂機器への更新や省エネ診断、ISO50001の認証取得などの実施
- 複層ガラスの窓や断熱材料などを取り入れる事業所建物の改修等の省エネ化
- 面的開発時に、街区全体で効率的なエネルギー利用となるように検討
- 事業活動における商品やサービスの購入時のグリーン購入の取組

3. 家庭部門

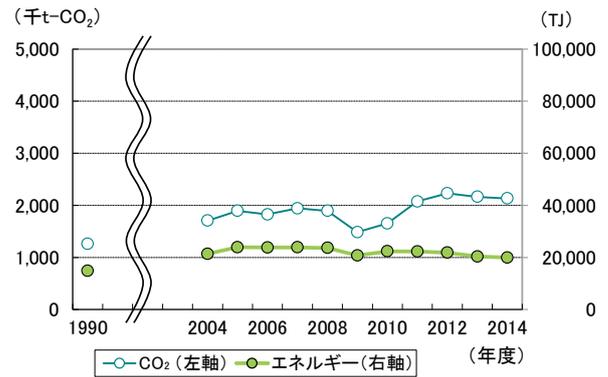
(1) 現状と課題

- 家庭部門の二酸化炭素排出量は、2009年度に一旦減少し、2010年度以降は増加傾向にありましたが、2013年度以降は減少に転じています。(図表36)
- 個人用太陽光発電の導入量は年々増加しています。(図表37)

図表37 個人用太陽光発電導入量の推移



図表36 家庭部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移



出典

- 平成17年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ
- 平成21年度～25年度：住宅用太陽光発電補助金 (J-PEC) 交付件数
- 平成26年度～：FIT公表データ (10kW未満：新規認定+移行認定)

(2) 削減目標と対策数値指標

①削減目安

国の省エネ機器の普及、住宅の省エネ化、HEMS等によるエネルギー管理等の取組による省エネ見込み量を基に、県の地域特性や取組等を考慮し、家庭部門の削減目安を次のとおりとします。

削減目安：2030年度に2013年度比で 約36.1%減

(省エネ等の取組による削減割合：約23.6% (うち2.0%は県独自取組※)、電気の二酸化炭素排出係数による削減割合：約12.5%)

削減見込み量：約781 千t-CO₂

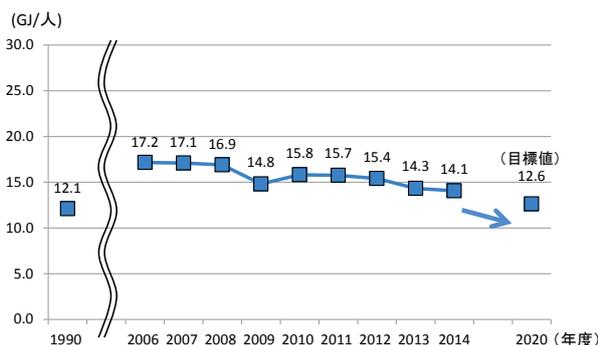
※県独自取組

県民向け普及啓発の強化

②対策数値指標

家庭部門の対策数値指標を次のとおりを設定します。

図表38 一人あたりのエネルギー消費量



対策数値指標：

県民一人あたりのエネルギー消費量の削減量

2020年度に2014年度比10%削減

2030年度までに約23.6%の取組による削減を目指していることから、2020年度までの6年間では、10%削減を目指します。(人口を2014年度に固定して試算した場合、二酸化炭素削減見込み量は、約213千t-CO₂となります。)

(3) 県の取組

【重点取組】

- **地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発**
 - ▶ 低炭素社会づくり出前講座の開催や家庭で取り組める省エネ方法の情報発信などにより、省エネ行動をライフスタイルとして広く定着させる普及啓発を、地球温暖化防止活動推進センターおよび地球温暖化防止活動推進員と連携して取り組みます。

- **うちエコ診断の実施**
 - ▶ 省エネ・節電提案会を開催し、うちエコ診断等を実施することにより家庭のエネルギー見える化を推進し、県民の省エネ・節電行動を促します。

- **低炭素社会づくり出前講座**
 - ▶ 省エネ・節電行動を定着させることを目的に、県が委嘱する地球温暖化防止活動推進員等が学校や地域へ出向き、具体的な取組等の啓発や情報を提供する低炭素社会づくり出前講座を実施します。

- **省エネ住宅等の取組**
 - ▶ 家庭部門の省エネ・創エネ・スマート化を促進するため、個人用住宅において、太陽光発電設備の設置と併せて省エネルギー性能が高い製品等を導入する取組を推進します。
 - ▶ 高断熱外皮（断熱性の高いガラスやサッシ等）、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる建築物（ZEH:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の高度な省エネルギー性能を有する住宅の普及を促進します。
 - ▶ 「滋賀らしい環境こだわり住宅」のづくり手で構成されるネットワークグループや、「湖国すまい・まちづくり推進協議会」と連携し、環境への負荷を低減する取組として、県産材を使用した環境にやさしい住まいの普及啓発を図ります。
 - ▶ 省エネルギーのみならずヒートショック予防など居住者の健康維持につながるスマートウェルネス住宅（健康・省エネ住宅）に関して、断熱性能の向上など省エネリフォームの前後での居住者の健康状態の変化に関する調査検証や普及啓発等に係る民間レベルの取組を情報収集し、その普及促進を図ります。

(4) 県民に期待される取組例

- 環境家計簿の活用や、省エネナビ、HEMS等のエネルギー利用の状況が見える機器の導入などによる、使用エネルギーの把握
- 新規購入時の滋賀らしい環境こだわり住宅やZEHの選択および省エネ住宅へ改修の実施
- 省エネ・省CO₂性能が優れている設備・機器などの購入および使用や、エネルギーを消費する機器の効率的な使用などによる省エネ行動の取組
- 二酸化炭素削減の実践に向けた環境学習や講習会、環境貢献活動への参加
- 家庭における電気の排出係数が低い電力の選択
- 日常生活における商品やサービスの購入時のグリーン購入の取組

(5) 事業者期待される取組例

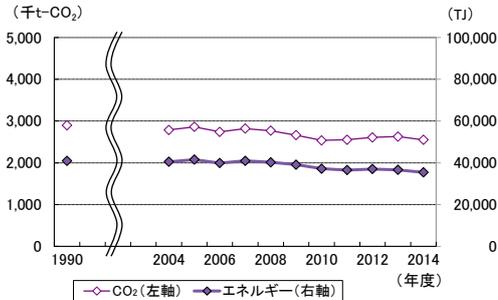
- 省エネ・省CO₂の環境保全効果のある製品の開発や販売
- 事業所における環境学習や環境貢献活動の取組
- 生産または販売する製品へのカーボンフットプリントの表示など、環境に優しい製品の選択について消費者が判断できるようにする取組

4. 運輸部門

(1) 現状と課題

- 運輸部門の二酸化炭素排出量は、2005年度以降横ばいの状態が続いており、その約9割は、自動車による排出です。(図表39)
- 滋賀県の自動車保有台数(軽自動車を含む)は、年々増加傾向にあり、車種別でみると、「乗用車」の保有台数が増加し、「貨物車」が減少、「二輪車」は微増しています。また、「乗合車」は、横ばいで推移しています(約0.3万台)。

図表39 県域の運輸部門の二酸化炭素排出量およびエネルギー消費量の推移



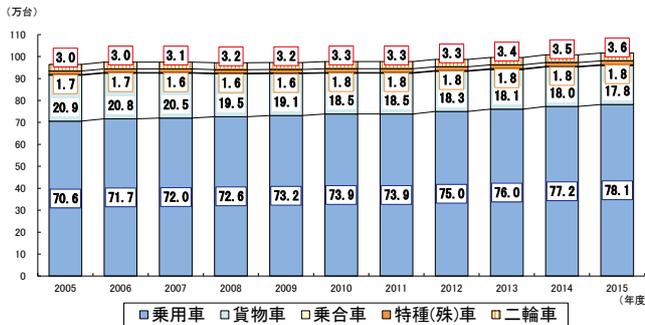
図表40 県内の充電設備一覧



(H28.9末時点)
EV・PHV急速充電器 118基
EV・PHV普通充電器 258基
FCV水素ステーション 1基

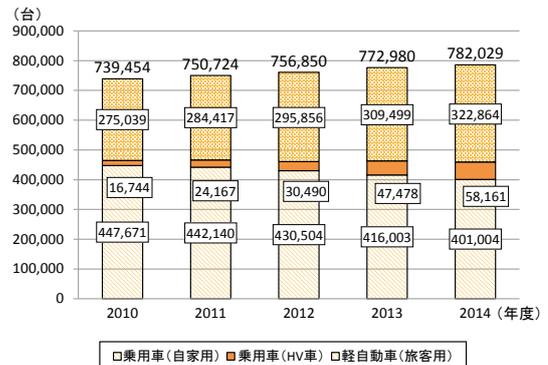
- 燃費の良い軽自動車、ハイブリッド車(HV)や次世代自動車への乗り換えが進んでいます。(図表42)

図表41 車種別自動車保有台数の推移



出典：(財)自動車検査登録情報協会

図表42 車種別自動車保有台数(乗用等)



(2) 削減目安と対策数値指標

①削減目安

国の次世代自動車の普及、燃費改善、道路交通流対策、トラック輸送の効率化等の取組による排出削減見込量を基に、県の地域特性や取組等を考慮し、運輸部門の削減目安を次のとおりとします。

削減目安：2030年度に2013年度比で19.4%減

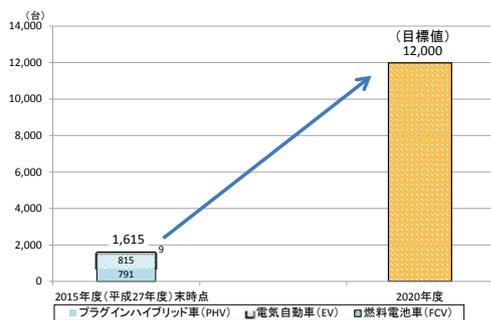
(省エネ等の取組による削減割合：約18.0%、電気の高炭素排出係数による削減割合：約1.4%)

削減見込み量：約510千t-CO₂

②対策数値指標

運輸部門の対策数値指標を次のとおりに設定します。

図表43 県内の次世代自動車の保有台数



出典：(財)自動車検査登録情報協会

対策数値指標：

次世代自動車 (EV、PHV、FCV) の保有台数

2020年度に12,000台

国のEV・PHVロードマップ検討会において、国では2020年度の保有台数に占める割合を約1.5% (100万台/6000万台) にするとされている。

県の乗用車の保有台数は約78万台であり、その約1.5%の約12,000台を目指します。(同検討会で示されたデータを基に算出すると、二酸化炭素削減見込み量は約71千t-CO₂となります。)

(3) 県の取組

【重点取組】

- **次世代自動車の普及促進**
 - ▶ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車用（PHV）の普通充電器および急速充電器の設置を促進することにより、県内どこへでも安心して走行できる充電環境を整備するなど、電気自動車等の普及促進を図ります。
 - ▶ 電気自動車や燃料電池自動車（FCV）の普及促進のための支援や情報提供を行います。
 - ▶ 関西広域連合との連携のもと、電気自動車や燃料電池自動車等の普及促進に向けた広域的な取組を進めます。
- **新たな公共交通の導入可能性検討**
 - ▶ 大津・湖南地域において、地域のまちづくりと一体となった公共交通ネットワークのサービス向上と再構築を図っていくため、「地域公共交通網形成計画」の策定を目指すとともに、新交通システムの導入可能性の検討を行います。
- **自転車利用の促進**
 - ▶ 自転車利用を促進するため、安全で適正な利用環境の構築を行うとともに、自転車利用の啓発を進めます。
- **エコドライブの推進**
 - ▶ 緩やかな発進や加減速の少ない運転、アイドリング・ストップの励行など、温室効果ガスの排出量を抑制するエコドライブの普及・啓発を関係団体と連携して進めます。
- **自動車管理計画書制度の推進**
 - ▶ 低炭素社会づくり推進条例に基づき、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するために作成、提出された「自動車管理計画」について、その取組が広がるよう、内容の広報などを行います。
- **交通の円滑化**
 - ▶ 信号機の改良等により、交通の安全と円滑化を図ります。
 - ▶ 県内の道路ネットワークの骨格を形成する主要幹線道路の整備を行います。
 - ▶ 高速道路へのアクセス強化として、スマートインターチェンジの整備を進め、利便性向上を図ります。
- **エコ交通の推進**
 - ▶ 鉄道やバス等の公共交通機関と自転車、徒歩等の組み合わせによる、人と環境にやさしく、利便性が高い交通体系の構築を図る取組を支援するとともに、交通事業者や企業・団体との協働により、「エコ通勤」を推進します。
- **県産農畜水産物の地産地消の促進**
 - ▶ 「おいしが うれしが」キャンペーン等による県産農畜水産物の消費拡大を図ります。
 - ▶ 農産物直売所や学校給食等に地場農畜水産物が積極的に供給されるよう地域内流通を促進します。

(4) 県民に期待される取組例

- マイカーを利用しなくても移動が可能な場合における、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車の利用または徒歩による移動
- 自動車等の購入や使用の際における、次世代自動車（EV、PHV、FCV）などの温室効果ガス排出量のより少ない自動車等の選択
- 相乗りやカーシェアリングなどによる自動車の走行量の抑制
- 運転時の緩やかな発進や加減速の少ない運転、アイドリングストップなどエコドライブの実施

(5) 事業者期待される取組例

- 従業員の通勤手段を、マイカーからより環境負荷の少ない電車やバス、自転車、徒歩などへ転換するエコ通勤の取組
- 自動車等の購入や使用の際における、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、低燃費車などの温室効果ガス排出量のより少ない自動車等の選択
- 相乗りや従業員の送迎バス導入などによる自動車の走行量の抑制
- 運転時の緩やかな発進や加減速の少ない運転、アイドリングストップなどエコドライブの実施
- 農林水産物の地産地消の取組や、輸送の合理化などによる物流の低炭素化の取組
- 鉄道やバスなどの公共交通を運営する事業者による、ダイヤの見直しなどによる利用者の利便性を向上させる取組

第3. その他の温室効果ガス削減対策

前項で示した温室効果ガス排出量の約93%を占める「エネルギー起源CO₂」以外の温室効果ガスとして、非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス等があります。これらの「その他の温室効果ガス」についても、2030年度に向けて削減の取組を進めます。

削減目安：2030年度に2013年度比で**約15.0%減**
 (2013年度の県全体の排出量1,422万t-CO₂に対しては約1.0%減に相当)
削減見込み量：約14.7万t-CO₂

〈削減目安の考え方〉

国は2030年度において、2013年度比で「非エネルギー起源CO₂を6.7%減」、「メタンを12.3%減」、「一酸化二窒素を6.1%減」、「代替フロン等4ガスを25.1%減」することを目標としています。

県でも、これらの温室効果ガスについて、国と同じ割合での削減を進めることとし、2013年度の排出量実績から上記の排出削減量を見込むこととします。

| (万t-CO ₂) | | | (万t-CO ₂) |
|---------------------------|------|--------|-----------------------|
| 2013年度の排出量 | | 国の削減目標 | 2030年度の排出量目安 |
| ◎ 非エネルギー起源CO ₂ | | | |
| 工業プロセス | 6.9 | ▲ 6.7% | 6.4 |
| 廃棄物 | 21.2 | | 19.8 |
| ◎ メタン | 23 | ▲12.2% | 20.2 |
| ◎ 一酸化二窒素 | 9 | ▲ 6.2% | 8.5 |
| ◎ 代替フロン等4ガス | 38 | ▲25.1% | 28.5 |
| 合計 | 98.1 | | 83.4 |
| | | 削減量 | 14.7 |

1. 廃棄物（非エネルギー起源CO₂）

- 「第四次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、より一層のごみ減量と温室効果ガスも含めた環境負荷の低減に向けた2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物の適正処理の推進を図ります。

2. メタン

- 水田から発生するメタンを削減するため、水稻栽培における中干しの適期実施を推進します。

3. 一酸化二窒素

- 下水汚泥から固形燃料を製造する燃料化事業を開始し、汚泥焼却時の一酸化二窒素排出を抑制します。

4. 代替フロン等4ガス

- HFC（ハイドロフルオロカーボン類）などの代替フロン等4ガスについては、フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づく事業者等への指導・助言等を必要に応じて行い、冷媒用フロン使用機器の使用時における適正な充填回収や廃棄時における適正な回収を進めます。

県民に期待される取組例

- グリーン購入、家庭ごみの減量などによる、日常生活の低炭素化の取組

事業者期待される取組例

- 農地土壌における炭素貯留やメタン排出削減などによる、温室効果ガスの排出抑制への貢献
- 冷媒用フロン使用機器の使用時における適正な充填回収や廃棄時における適正な回収

第4. 部門横断的削減対策

1. 再生可能エネルギー等の導入

- 太陽光発電について、景観や自然環境、生活環境等への影響にも配慮しながら、その導入促進を図ります。
- 太陽熱や地中熱、下水熱など、再生可能エネルギー熱利用の普及促進を図ります。
- 河川や農業用水路のほか、新たな導入ポテンシャルを発掘し、地域が主体となった小水力利用の普及促進を図ります。
- 未利用材など森林資源を活用した木質バイオマス利用を推進し、地球環境の保全に貢献します。
- 地域の未利用資源である廃棄物を活用したエネルギー利用を推進し、廃棄物の有効利用と低炭素化を促進します。
- エネルギーマネジメントシステム（EnMS）による電気需要の「見える化」等を推進します。
- 電力自由化に伴い、再生可能エネルギー等電気の排出係数が低い電力の選択を促進します。

〈参考〉 しがエネルギービジョンにおける再生可能エネルギー導入目標
(発電設備/設備容量ベース/FIT開始前の既設水力分を除く)
37.9万kW (2014年度) ⇒ **154.1万kW (2030年度)**

2. 低炭素なまちづくり

- 低炭素社会を実現させるため、地域の実情に合わせた都市機能の集約化（コンパクト・シティの考え方）を取り入れたまちづくりを目指します。
- スマートコミュニティの構築に向けた取組を推進し、地域内および地域間のエネルギー相互融通能力を強化し、エネルギー利用の最適化を図ります。
- 地球温暖化対策と大気環境の保全にも配慮した「滋賀県国土利用計画」を推進することにより、地球温暖化防止等に配慮した適正な土地利用を図ります。
- 温室効果ガスをはじめとする環境負荷の削減にとどまらず、地域に根ざした持続可能な滋賀社会の実現につなげるため、「持続可能な社会システムに関する研究」を行い、地域経済の活性化や生活の質的向上など豊かさを実感できる社会のビジョンを描くとともに、その構築に有効な施策のあり方を提示します。
- 新交通システムの導入可能性を検討します。(再掲)

3. 低炭素社会づくりへの活動促進

- 「第三次滋賀県環境学習推進計画」において、「低炭素社会づくり」についての学習推進を重点的に取り組む分野の一つとし、県民一人ひとりが地球温暖化問題を「自分ごと」として捉え、主体的に自らのライフスタイルを見直すことによって、低炭素社会を実現するための環境学習を推進します。
- 再生可能エネルギーの創出に向けた取組や次代を担う人材育成など、地域における様々な主体によるエネルギー自治を推進します。
- 市町や関西広域連合などの関係機関との連携による省エネ行動等を促進します。
- 地球温暖化防止活動推進センターや温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を推進します。(再掲)

4. 環境・エネルギー産業の振興

- 電気自動車や燃料電池自動車など次世代自動車の普及促進を図るとともに、次代を見据えた水素エネルギー社会に向けた取組を進めます。
- 県内の大学や産業界と連携し、エネルギーや環境関連の共同プロジェクトの企画、成果の発信によるビジネスマッチング等を支援することにより、関連産業の振興を図り、環境保全と経済成長の両立を目指します。
- 中小企業等が自ら行うエネルギー・環境分野を含む新製品、新技術に関する研究開発を支援し、技術開発の促進や新分野への進出、新産業の創造を図ります。
- 環境に調和した最新の製品・技術・サービスなどを一堂に展示する環境産業総合見本市を開催し、「環境と経済の両立」を基本理念に持続可能な経済社会を目指し、環境関連産業の育成振興を図ります。
- 温室効果ガスの排出削減と経済・社会の持続可能な発展との両立をめざし、低炭素社会づくりに寄与する産業の育成および進行を図るため、省エネ製品の生産等、他者の温室効果ガスの排出削減に貢献する事業活動の促進に向け、これらの効果を定量的に評価する取組の普及を図ります。(再掲)